

ちょうせい



特集

50年を迎えた公害等調整委員会

写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年（第3回）
公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム（第3回）

周知活動

法曹関係の皆様への周知活動について

全国の公害苦情受付状況

令和3年度公害苦情調査結果報告

誌上セミナー

振動について

第4回 振動に関わる苦情の対策・対応・対処

ネットワーク

がんばってまーす

公害解決を通して「散居村」を守る [富山県砺波市]
お呼びとあらば、すぐ参ります [山口県岩国市]



となみチューリップフェア
(写真提供：富山県砺波市)



名産品のゆず
(写真提供：富山県砺波市)

Contents

2 特集 50年を迎えた公害等調整委員会

写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年(第3回)
公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム(第3回)

公害等調整委員会事務局

18 法曹関係の皆様への周知活動について

～各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています～

公害等調整委員会事務局

21 誌上セミナー「振動について」

第4回 振動に関わる苦情の対策・対応・対処

内田技術事務所(元飛鳥建設技術研究所) うちだ ひでのぶ
内田 季延

31 令和3年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局



岩国城
(写真提供：山口県岩国市)



錦川鉄道
(写真提供：山口県岩国市)

<ネットワーク>

35 がんばってまーす

* 公害解決を通して「散居村」を守る

富山県砺波市市民生活課主事 さわべ だいすけ 沢辺 大輔

* お呼びとあらば、すぐ参ります

山口県岩国市環境部環境保全課主任 いしかわ しんいち 石川 真一

39 公害等調整委員会の動き(令和4年 10 月～12 月) 公害等調整委員会事務局 ※

44 都道府県公害審査会の動き(令和4年 10 月～12月) 公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 夕焼けと散居村 さんきょそん <関連：35 ページ> (写真提供：富山県砺波市)

砺波平野の集落は「散居村」と呼ばれるように個々の農家が点在し、農家の周りに保有する田畑が集まっています。それぞれの農家は屋敷林と呼ばれる木々で囲まれ、これらは小さな森としての機能を持っています。この「散居村」は日本でも数えるほどしかなく、また砺波平野の「散居村」は日本でも最大級の規模を誇っています。この地方では屋敷林は「カイニヨ」と呼ばれ、冬の冷たい季節風や吹雪、夏の日差しなどから家や人々の暮らしを守ってくれます。

写真やデータで振り返る 公害等調整委員会の50年

第3回 平成10年代～現在

公害等調整委員会事務局

■公害等調整委員会の50年の歩みを、写真やデータから振り返ります。
最終回となる第3回では、主に、平成10年代～現在までをご紹介します。

1 平成から令和へ

平成10年代頃から、我が国では経済情勢の変化、IT技術の発達による電子化の進展、地方分権改革の推進などがありました。

公害紛争処理制度の改正

公害等調整委員会では、制度利用の利便性の向上、行政の業務改革、規制改革の一環として、公害等調整委員会の審問廷以外における期日（現地期日）の要件を緩和（平成21年5月）したほか、裁定委員会が認めた場合、一定の書面について電子メールを利用して提出できることとしました（平成28年1月）。また、公害等調整委員会や都道府県公害審査会等への申請書などにおける押印を不要としました（令和3年1月及び2月）。

さらに、地域の自主性・自立性を高めるための改革の一環として、公害審査会を置かない都道府県では、公害審査委員候補者の委嘱期間について、従来の毎年委嘱（1年）から、1年から3年までの期間としました（令和2年6月）。



（写真）裁定の審問期日（イメージ）
（公害等調整委員会撮影）

参考 ・ 機関誌「ちょうせい」第109号「公害紛争処理制度とその進展」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000816263.pdf

4. 公害紛争処理①	
(1) 手続の種類	
種類	概要
あっせん	当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続
調停	調停案の提示などにより、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続
仲裁	当事者双方が裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会に委ね、紛争の解決を図る手続
裁定	法的判断を行うことにより、紛争解決を図る手続
責任裁定	損害賠償責任の有無及び賠償額を判断することにより、紛争解決を図る手続
原田裁定	加害行為と被害発生との間の因果関係について判断する手続
(2) 手続の主な特徴	
1. 専門的知見の活用・機動的な資料収集、調査 公害紛争処理機関における委員の専門的な知見を活用するとともに、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係を解明する調査を実施し、事件を迅速かつ適正に処理	
2. 低廉な費用 通常の申請手数料が裁判に比べ低く抑えられ（通常の申請手数料は、裁判所の民事訴訟法第171条第1項に基づき、必要に応じて行政の費用負担で資料の収集、調査を行う等、当事者の経済負担が軽減されている。	

新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、公害等調整委員会においても審問期日や現地調査の延期、都道府県や市区町村の公害関連部局職員を対象とするブロック会議等の一時中止など、大きな影響がありました。

（資料・写真）

オンライン開催されたブロック会議（令和4年度）

2 公害等調整委員会が取り扱った主な事件

公害紛争事件の傾向

平成10年代頃から現在まで、新規受付事件数は以前より増加傾向に転じています。複数府県にまたがる県際事件、原因究明に時間を要した事件など、大規模な事件もありました。



てしま 豊島 産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

平成5年11月、香川県土庄町豊島に長期間にわたり大量の産業廃棄物が不法投棄されたとして、豊島の住民549人（後に参加申立てを行った111人を含む）から、香川県、同県職員2人、不法投棄を行った廃棄物処理業者等を相手方として、一切の産業廃棄物を撤去すること、連帯して申請人ら各自に対し金50万円を支払うことを求める調停申請がなされました。

多額の国費を投じた職権調査等の結果、本件処分地に残された廃棄物の量や分布、地下水への影響等の実態が把握されました。不法投棄を行った事業者が事実上廃業している状況下で、香川県が本調停の主な相手方となり、6年以上に及ぶ話し合いを重ね、産業廃棄物及び汚染土壌を搬出し処理すること、地下水を浄化すること等が合意され、平成12年6月に調停が成立しました。



なお、公害等調整委員会は、現在も調停条項に基づく措置の実施状況をフォローしています。

(写真・位置図)

左上 ; 不法投棄された産業廃棄物

右中央 ; 豊島及び直島の位置図

注) 直島に中間処理施設が建設されました

左下 ; 公害調停成立

写真・位置図提供：香川県

参考 ・ 公害等調整委員会 HP 「豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/teshima.html>

・ 機関誌「ちょうせい」第110号 元公害等調整委員会審査官が語る「豊島産業廃棄物不法投棄事件」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000668613.pdf

・ 平成12年度 公害等調整委員会年次報告

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/260605/www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji-12/menu.html>



(写真) 排砂中の出し平ダム

富山県黒部川河口海域における出し平^{だしだいら}ダム排砂 漁業被害原因裁定嘱託事件

平成 16 年 8 月、公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき、富山地方裁判所から公害等調整委員会に原因裁定を求める嘱託がありました。

黒部川河口以東の海域で刺し網漁業及びワカメ栽培業を営む漁民並びに栽培組合（原告ら）の漁獲量が、平成 4 年以降継続的に減少しているのは、電力会社（被告）が平成 3 年 12 月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことにより、黒部川河口

海域に拡散、堆積し、魚類や海草類の生育環境を破壊したことによるものであるかについて、原因裁定を求めるというものでした。

公害等調整委員会は、14 回の審問期日を開催し、専門的事項を調査するために必要な専門委員を選任し、現地調査等を実施する等して審理を進めた結果、平成 19 年 3 月、原告側の主張を一部認容する裁定を行い、本事件は終結しました。

- 参考
- ・ 公害等調整委員会 HP「富山県黒部川河口海域出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件」
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/toyama16_3.html
 - ・ 機関誌「ちょうせい」第 102 号 担当審査官が語る「富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件について」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000702285.pdf
 - ・ 平成 18 年度 公害等調整委員会年次報告
<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/260605/www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji-18/menu.html>



(写真) 汚染源掘削調査により発見された
コンクリート様の塊（平成 17 年 1 月 27 日撮影）

神栖市^{かみすし}におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

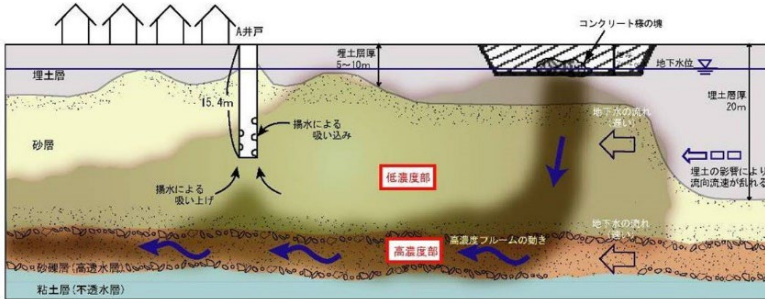
平成 18 年 7 月、茨城県神栖市等の住民 39 人（後に参加申立てを行った 5 人を含む）から、国及び茨城県を相手方として責任裁定を求める申請がありました。

申請人らの健康被害、財産及び精神的損害は、居住する地区の井戸水から検出された有機ヒ素化合物によるものであり、その原因は、

旧日本軍が第二次世界大戦中に保有した毒ガスないし毒ガス原料が、戦後投棄されたことにあるところ、国には、毒ガス原料等の高度な法的管理保管義務の不履行があり、県には、平成 11 年に近傍の井戸において高濃度の有機ヒ素化合物が検出されていたことを把握していたにもかかわらず必要な調査等を怠った規制権限不履行があるとして、連帯して、各申請人に対する損害賠償金 300 万円の支払を求めたものです。

公害等調整委員会は、17回の審問期日を開催するとともに、専門的事項を調査するために必要な専門委員を選任し、現地調査、健康調査、参考人尋問等を実施するなど手続を進めた結果、平成24年5月、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

注) 調査の結果、有毒物質を含む汚染源は平成5年6月頃に投棄されたと推認されました。



(井戸周辺の汚染メカニズムの模式図)

出典:

「ジフェニルアルシン酸による健康影響について～茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染～」(2021年3月)(環境省、茨城県、神栖市)
※前ページ写真も同じ

参考 ・ 公害等調整委員会 HP 「神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/kamisu_hiso.html

・ 機関誌「ちょうせい」第99号「座談会：神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000653628.pdf

・ 平成24年度 公害等調整委員会年次報告

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/H24nendo_menu.html



東京国際空港航空機騒音調停申請事件

平成28年9月、東京国際空港(羽田空港)近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方として、離着陸する航空機を増便する旨の策定の計画案が実現すると、南風運用時の15時から19時までの間、A滑走路の北側から航空機の着陸が行われ、騒音等による被害が生じるとして、A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと、損害賠償金合計5億円を支払うこと、予備的に、一切の航空機に対しA滑走路の北側からの着陸を許可又は指示しないことを求める調停申請がなされました。

【国土交通省公表資料をもとに
公害等調整委員会事務局が作成】

公害等調整委員会は、18回の調停期日を開催するとともに、計画案が実現した場合の状況を推測するために、大阪国際空港(伊丹空港)周辺において現地調査を実施

するなど手続を進めた結果、令和2年1月、調停が成立し、本事件は終結しました。

参考 ・ 令和元年度 公害等調整委員会年次報告

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/R1nend_menu.html

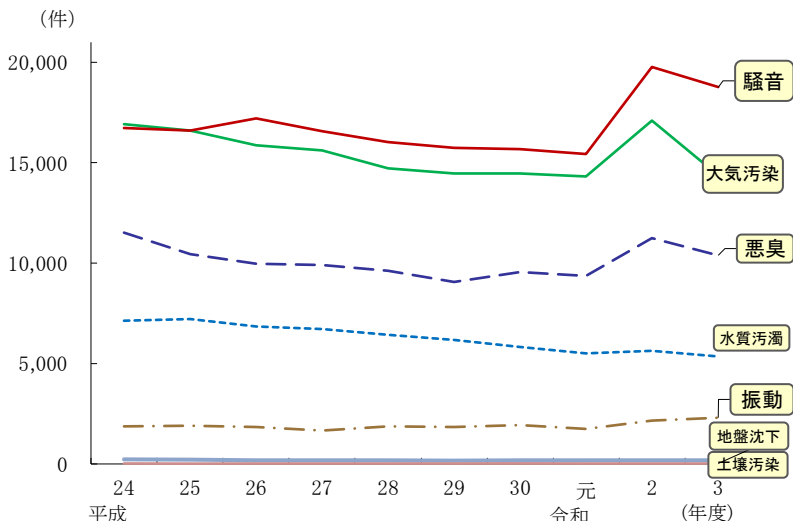
・ 機関誌「ちょうせい」第101号「東京国際空港航空機騒音調停申請事件の終結について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000686970.pdf

3 地方自治体が受け付けた公害苦情相談

公害苦情相談の傾向

地方自治体が受け付けた典型7公害の苦情相談について、直近10年間（平成24年度～令和3年度）では次の傾向が見られます。



(1) 受付件数

直近10年間の年度平均は50,801件です。

平成24年度の54,377件から減少傾向が続き、令和元年度は46,555件でしたが、令和2年度は56,123件となり約1万件増加、令和3年度は51,395件となり前年度に比べ減少するなどの変動がみられました。

(2) 公害の種類別

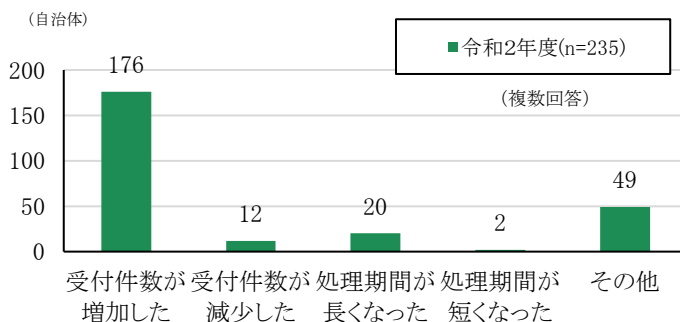
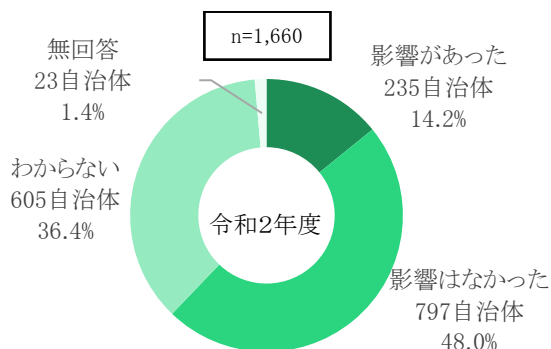
直近10年間の年度平均の受付件数を公害の種類別にみると、騒音16,848件(33.2%)、大気汚染15,447

件(30.2%)、悪臭10,104件(19.9%)となり、3公害で42,399件(83.5%)となっています。この3公害は、直近10年間を通じて上位を占めており、受付件数の増減に大きな影響を与えています。

新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年度の公害苦情処理における新型コロナウイルス感染症の影響について、地方自治体に対するアンケート調査を実施しました。

その結果、新型コロナウイルス感染症の「影響があった」と回答したのは235自治体(14.2%)でした。また、その影響の内容を尋ねたところ、「受付件数が増加した」が最も多く176自治体となっています。



参考

- 令和3年度公害苦情調査
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r3_index.html
- 令和2年度公害苦情調査
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r2_index.html
- 機関誌「ちょうせい」第108号「市町村等の公害苦情相談窓口では公害苦情の迅速な解決に取り組んでいます」
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/108_r2kujyou.html

4 略年表

平成10年代から現在まで、関係する主なできごとは次のとおりです。

年 月	事 項
平成5年11月	○豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件を受付（平成12年6月調停成立により終結）
平成16年8月	○富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件を受付（平成19年3月一部認容する裁定により終結）
平成18年7月	○神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件を受付（平成24年5月一部認容する裁定により終結）
平成21年5月	公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号、以下「規則」という。）の一部改正により、現地期日の要件緩和と公害等調整委員会の審問廷以外における期日の開催等の手続を行うことができる要件が「やむを得ない理由があるとき」から「相当と認めるとき」に緩和された。
平成28年1月	規則の一部改正により、公害紛争処理手続の一部を電子化 裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにされた。
平成28年9月	○東京国際空港航空機騒音調停申請事件を受付（令和2年1月調停成立により終結）
令和2年6月	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次一括法、令和2年法律第41号）により、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が一部改正され、公害審査委員候補者の委嘱期間を延長 公害審査会を置かない都道府県において、公害審査委員候補者の委嘱期間は、1年から3年までの期間とすることができるようになった。
7月	○「規制改革実施計画」を閣議決定 デジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しに重点的に取り組むこととされた。
令和3年1月	規則の一部改正により、押印見直し（1回目）。公害等調整委員会における手続において、申請書等への押印を不要とする措置が採られた。
2月	公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）の一部改正により、押印見直し（2回目）。都道府県の公害審査会等の手続において、申請書等への押印を不要とする措置が採られた。

注）年表のうち、「○」は関係法令や関連する動き。

■おわりに

「写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年」は本稿で完結します。

連載をご覧いただいたことに感謝するとともに、公害等調整委員会の活動にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公害等調整委員会設立 50周年記念シンポジウム 「50年を迎える公害等調整委員会」 (第3回 パネルディスカッション②： 公害に関する紛争処理の将来展望)

公害等調整委員会事務局

前回に引き続き、昨年5月19日に開催された「公害等調整委員会設立 50周年記念シンポジウム」の様様をご紹介します。

第3回は、パネルディスカッション②「公害に関する紛争処理の将来展望」です。



【栗田 くりた 奈央子 なおこ (公害等調整委員会事務局次長)】

ディスカッションも終盤に入っておりまして、2つ目の討議テーマに移りたいと思います。

公害紛争は、その時々々の社会情勢や、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大などによる国民の生活様式や環境意識等を反映して、その在り方を変化させております。そうした変化も踏まえまして、公害に関する紛争処理の将来展望について御発言をお願いしたいと存じます。

まずは荒井様、よろしくお願いいたします。

【荒井 あらい 勉 つとむ (公害等調整委員会委員長)】

私からは、将来展望として、本制度の利用を促進するにはどうしたらよいかという観点と、公害紛争、さらには、先ほどお話がありました環境をめぐる紛争が将来どういうふうな状況になって、それにどのように対応していくべきなのか、そう

いう観点から3点述べたいと思います。

1点目はIT化ということでございます。現在、当委員会の手続でも可能な限り電話会議とかウェブ会議をしておりますし、最近では電子メールによる準備書面の提出ができるように規則改正するというようなこともしております。今後は、さらに当事者の負担を軽減し、かつ効率的な進行に資するように、IT化を進める必要があると考えております。裁判所でも民事手続の本格的なIT化を進めつつある。昨日、法案が成立したという報道がされておりますが、そうした裁判手続の状況も参考にしながら進めてまいりたいと考えています。

当委員会の制度は行政型ADRでございます。アメリカなどではオンラインを利用したADRというものが活用されて、ODRと呼ばれていると

いうことをございます。我が国でもそうした検討が進められているとお聞きしております。公害紛争という性質、あるいは本人申立てが多いというようなことから、なかなか一足飛びにそうした進んだ制度に向かうということはできないと思えますけれども、そこら辺まで視野に入れて、少しでも国民が利用しやすくなるような方向でIT化を考えていきたいと考えております。

2点目は運用の改善ということをございます。日々事件を処理して感じることは、先ほど北村先生のお話にありましたように、公害紛争処理手続は設立当初の産業型公害を念頭に置いてつくられた制度でございますので、近年の小規模な都市型・生活環境型の事案にこの手続をそのまま適用するということがふさわしいのだろうかということをよく考えます。現在の手続運用は近時の紛争実態からすると少々重過ぎるように思われ、事案に応じて、もっと柔軟で、もっと軽量であっていいのではないかと感じるころがございます。

最近、裁判所から受ける原因裁定囑託については、こうした観点から運用の見直しをいたしまして、少しでも手続を軽くして、効率化を図れるようにしようというようなことを工夫しているところでございますので、このような見直しを裁定手続全般に広げて、現在の手続の中で運用を改善して、紛争の実態に合った手続、事案に応じた軽量化した手続を工夫していくことが必要であろうと。それによって審理期間をさらに短縮することができ、ひいてはこの制度をさらに利用してもらうことにつながるのではないかと感じているところでございます。

運用の改善ではなく法改正でやれというのがお隣の北村先生の御議論だろうと思えますけれども、私ども実務をやっている立場からすると、

【行事概要】

公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム
「50年を迎える公害等調整委員会」

- 日時：令和4年5月19日（木）15:00～17:00
- 会場：日本学術会議講堂（東京都港区六本木7-22-34）

●次第：

- 基調講演「公害紛争処理制度の軌跡と展望」



北村 喜宣 上智大学大学院法学研究科長・教授
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員

■パネルディスカッション

- テーマ①：公害紛争処理制度の現状及び課題
- テーマ②：公害に関する紛争処理の将来展望
- ◆パネリスト（50音順）：



荒井 勉 公害等調整委員会委員長（当時）
元 福岡高等裁判所長官



北村 喜宣 上智大学大学院法学研究科長・教授
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



倉片 憲治 早稲田大学人間科学学術院教授
公害等調整委員会専門委員



松田 康太郎 静岡県公害審査会会長
元 静岡県弁護士会副会長
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



三ツ橋 悦子 社会福祉法人品川区社会福祉協議会 事務局次長
元 東京都品川区環境課長
公害等調整委員会公害苦情相談アドバイザー

■質疑応答

- ◆司会：栗田 奈央子 公害等調整委員会事務局次長

今の法の枠内で可能な運用の改善を考えるというスタンスになってしまいます。

3点目ですけれども、将来のニーズを踏まえた在り方を内部的に進めていきたいということをございます。私どもは、法を運用する、定められた法規の枠の中で事件を処理するということに注力してまいりましたので、制度論や立法論ということになりますと、私どもが積極的にそれを提案していく立場ではないと、そういう思いから、これまでやや超然としていたと、そういう側面があることは否定できないかなと思っております。

本日、北村先生からのお話あるいはパネラーの方々からいろいろなお話を伺っておりますので、これからは、これからの環境紛争をどのように捉えていくべきなのか、典型7公害以外にどのような類型が考えられるのか、そして、どのような制度の在り方が社会のニーズに応えることになるのかといったような点について部内でじっくりと研究、検討していきたいと考えております。



地方自治体で担当しておられる皆様からも実情をお伺いしたり、率直な意見交換をしていきたくと考えております。

私どもがそういった制度論を打ち

立てて外部に提言するというようなことではなくて、将来のそうした議論に備えて内部において検討を進めていく、それは必要ではないかと思っております。先ほども北村先生からの御紹介にありましたように、2015年には、北村先生を座長とする、研究者の方々や弁護士の方々から懇談会報告書をいただいておりますし、私どもの委員会内部の勉強会に、環境法の学者である六車先生にお越しいただいて、将来展望についてのお話を伺ったりということはしているところでございますので、こうした将来の紛争や制度の在り方を視野に入れた検討を今後も継続的に積み重ねて、新たな制度を含めた将来の様々な状況の変化にもしっかり対応できるように準備をしまいたいと考えております。

私は以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

続きまして、北村様、よろしく願いいたします。

【北村 ^{きたむら} 喜宣 ^{よしのぶ}（上智大学大学院法学研究科長・教授）】

荒井委員長には、あと一月ちょっとですので、ぜひともリーダーシップを発揮して、道筋だけでもつけてお辞めいただきたいと期待したいです。

我々が関心を持っております、あるいは使っております公害紛争処理法の第1条のフレーズに「迅速かつ適正な解決」があります。この迅速か

つ適正な解決というのを全法令検索かけますと、7つの法律がヒットします。そのうちの3つが公調委関係なのです。公害紛争処理法と公害紛争処理の規則と、それと総務省の設置法です。このように公害紛争処理というのは迅速かつ適切など、あとはスポーツ基本法とかそういうところになって、大体紛争処理絡みのところに規定されているのですけれども、やはり数という点、圧倒的に公調委、この組織に関するものが多いのです。

先ほど、裁定が産業型みたいなのを念頭に置いているから、やや重装備になってきているとおっしゃいました。これは示唆的です。と申しますのは、この法律というのは、1条の目的を達成するためにどうしましょうかというつくりになっているはずなので、そのつくりのほうに合わなければ変えていくしかないのです。その目的を現代的に達成しようと思えばです。立法論をする場ではないというのをおっしゃるとおりですので、このあたりは私どものような外野席の者が、憲法の下でこの制度がどういうふうにあるべきなのかということ踏まえた議論をすべきだと改めて確認をいたしました。

先ほど来、三ツ橋さんなんかは本当に現場でお困りだ、松田先生もそうおっしゃいました。かなり地域密着型になってきているというのは顕著な傾向のように見えるところです。それでは、これは都道府県なのかという点、多分市町村なのだと思います。都道府県でも、恐らく今日御参集の方々のところには、環境基本条例に基づく環境基本計画があるはずですが、しかし、本当に地域の生活のルールとかマナーとかのレベルの話は、そこで書き切れないですね。そうすると、これは市町村の環境基本条例に基づく環境基本計画にどのようなことが書いてあるのかと。住民参加してつくったことになっているはずなので、地域合意がそこに書いてあるはずですが、しかしながら、事業



者や市民はあまり
そういうことを知
らないものですか
ら、これはそのルー
ルの存在、すなわち、
合意されたルール
を踏まえた他者へ
の配慮ということ
をいま一度思い起

こす必要があるのかなと考えました。

「適正な解決」の適正とは何か、非常に難しい。結局、不調になったというのは適正じゃなかったのかと言われると、そういうわけでも多分なさそうな気が私はして、これは弁護士の立場からの御意見も後で頂戴できればと思っております。50周年、元に戻って、1条目的の観点からもう一度この制度の全体像あるいは運用をこの時点で見直すと、そして将来を見詰める。こういう作業が私自身にとっても大事だなということを今日改めて感じたところでございます。

【栗田】 ありがとうございます。

次に、倉片様、よろしくお願いいいたします。

【倉片 くらかた けんじ 憲治（早稲田大学人間科学学術院教授）】

将来展望ということで、やはり私からは騒音のお話をするのですけれども、また要点のスライドをお出しいただけますか。

皆様お感じのとおり、騒音の苦情というのが減らないのですよね。あるいは、むしろ増えているぐらいかなと思います。さらに、恐らくまた皆さんもお感じだと思うのですけれども、騒音といいましても、明らかにうるさい騒音という例は少なく、極端な場合、何が騒音源なのだから分からないというような事例というのも訴えとしてございませんでしょうか。

それはどうしてなのだろうかと不思議に思うのですけれども、一つ私感じますのは、本来、それは騒音自体が問題なのではなくて、この原因はネットの情報にもしかしてあるのかもしれない。特に低周波音関係ですね。誤ったネットの情報で言わば苦情が拡大再生産されてしまっていると。あれも低周波だ、これも低周波だと、何か分からない現象があったら、これは低周波問題じゃないかというふうにして苦情を訴えられるなんていう事例、お聞きになっているのではないかなと思います。

そこで将来どうしよう、これからどうしようかということなのですが、まず一つ、私、考えるべきかなと思うのは、そういった誤った——専門家から見ると、誤った知見です。そういう誤った知見あるいは事例というのを何とか公式に訂正するなり否定するなりという手段が取れないものかなというのを感じます。例えば公調委としましては、公害として申請はあったのだけれども、さんざん調べたけれども、やはりこれは騒音問題として認められないというような事例があった場合に、今、事例は紹介されていますけれども、それが一体何が本当の理由だったのかとか、あるいは何が技術的に認められなかったのかという、もう一步、二歩踏み込んだ分析結果というのをまとめて出す機会があったらいいのではないかなと。そこまで分析するのは公調委の仕事ではないのかもしれないですけれども、そういうところまで考えてもいいのではないかなというふうにまず一つ思います。

あと、騒音に関しまして今後のことを考えますと、私、一つ意識すべきかなと思いますのが、苦情の件数が減らないことには、社会の高齢化、人口の高齢化というのが、非常に強く関係しているのではないかなと思います。そこに目を向けると

ということですね。よく知られた騒音問題としましては、例えば工場の後継者がいないので廃業して、そこは工場が空き地になったと。そこに住宅ができて、住み始めた人が、まだ残っているほかの工場との間で騒音問題、いさかいを起こすなんていう事例とか。あるいは別のパターンとしましては、相続に当たって売却された土地、そこにアパートなり、あるいは保育園ですね。保育園が新しく住宅街の中で建てられることになって、それでやはり旧来からの住民との間でいさかいを起こすなんていうのはよくある話かなと思います。

そういった具体的な事例だけではなくて、これは私の直感なのですが、長い間いろいろ騒音、近隣騒音の問題を担当して感じていますが、訴えている側の方の訴えというのが、恐らく加齢による、年齢による心・体の変調、その原因を誤って騒音にあるのだと、騒音が原因なのだ。あるいは、振動とか悪臭もそういうことがあるかもしれません。間違っって自分の心身の変調の原因と結びつけてしまっている、そういう事例なのではないかなというのを感じることがあります。よく訴えとしてありますのが不眠ですね。睡眠障害とか、あるいは手足がしびれるとか、耳鳴りがするという苦情ですね。そういった不眠とか手足のしびれとか、あるいは耳鳴りというのは、年を取ると誰にでも多かれ少なかれ発生する症状なのです。ただ、年を取ったらどうなるかというのはみんな誰もが初めて経験することですので、自分に何が起きているのかというのが分からないのですよね。そのときにたまたま何か音がした、あるいはたまたま何か振動を感じたというときに、私が寝られないのはあの音のせいだ、手足がしびれるのはあの振動のせいだというふうに間違っって、原因と関連づけてしまっているのではないかなという感じがいたします。なので、その証拠となるかどうか。そういった苦情を訴えら

新たな騒音被害への対応

- ◆ 騒音の苦情件数が減らない
 - ・ 原因不明の騒音/低周波音事件が多々あり
 - ・ 誤ったネット情報により、苦情が“拡大再生産”
 - 誤った知見には訂正が必要
- ◆ 人口の高齢化も背景にあり
 - 加齢に伴う心身の変調を騒音が原因と誤って認識？
- ◆ 騒音公害では似たような訴え(騒音源、症状等)が多い
 - 公害は、起きてから対処するのではなく、“未然に”防げないか？
- ◆ 苦情件数を減らし、他の重要案件に人的/経済的資源をシフトさせることが望ましい

れる方というのは決まって中高年の方なのでよね。単に音が聞こえてうるさいというのであれば、むしろ聴力のよい若い人が苦情を訴えそうなものなのですが、そういう事例というのは非常に少なく、年配の方が多い。実際、音を聞いて手足がしびれるというのは、私が知っている限り、実験的にそういう現象というのは確認されていないですね。やはり何か原因を間違えているのではないのかなというのが私の直感です。

もう一つ、いろいろな事例を見聞きし、担当しておりますと感ずますが、今の加齢の問題だけではなくて、特に騒音、低周波音の問題では、訴えの内容というのがお互いに非常によく似ていますね。相談を受けますと、事件を担当しますと、またその音ですか、あるいは、またそういう症状ですかということがよくあります。そういった同じような事件、同じような訴えというのが繰り返し繰り返し起こるといっているのを見ていると、私は研究者ですので、研究者としましては、何かそこに共通の原因あるいは共通の背景があるのではないかなということをどうしても考えたくになります。ですので、一つ一つの事件に着々と対処していくのは大切なのですが、騒音の根本的な解決ということを今後考えるのであれば、その共通の原因あるいは背景というものは何なのかということもやはり併せて考えていかないといけないのではないかなという感じがします。



先ほど来から委員長や北村先生がいみじくもおっしゃっていますように、公害は起きてから対処するのではなくて、やはり起きる前、未然に防げるというのが理想な

わけですので、我々、日々の案件を担当するに当たって、やはり方向性としては、そういうことを考えながら対処していくべきではないかなと思います。そのための分析に必要な事例とかデータとかいうものは、公調委のほうに地方公共団体のほうからの報告も含めてたくさん集まっているはずですが。これもやはり公調委の仕事じゃないと言われるかもしれないですけども、せっかくそういうデータがあるのですから、それをうまく活用して本当の原因を究明し、公害を未然に防ぐという手だてがこれからの視点として欲しいなと感じます。そうしますと、将来的には公調委に訴えられる、申請される件数というのも減ってくるかと思えますし、皆様のところ、市区町村の役場に持ち込まれる苦情の数というのも減るのではないかなと思います。先ほど三ツ橋アドバイザーから、現場がてんでこ舞い、疲弊しているようなお話もありましたけれども、本来、市区町村の役場のほうで担当すべきもっと重要な案件に人的リソースとか、あるいは予算、経済的な資源というのを割けるような方策というのが将来的にできれば理想ではないかなと考えています。

以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

次に、松田様、よろしくお願いいいたします。

【松田 まつだ こうたろう 康太郎（静岡県公害審査会会長）】

典型7公害につきましては、国の施策等が奏功して件数が減少しているということは、先ほどの事務局の報告でもデータの的にも示されております。そのこと自体は非常にいいことだと思っております。ただ、先ほど触れた日弁連の意見書のとおり、典型7公害以外の環境問題などについては法的な解決が難しい事案が多いわけですが、私自身も公害等調整委員会ないし公害審査会などがこの役割を果たすことが望ましいと考えております。

倉片先生がおっしゃるように、公調委には地方公共団体からいろいろなデータが送られてきて、豊富な材料があるということで、どこがやるかという、やはり公調委になってしまうのではないかなというのは私も意見として持っております。ただ、分析する際、どういうふうな切り口でやるかというのが非常に難しく、環境問題を無制限に扱うということもできませんし、どういうふうに類型化して、どういう要件でやるかというのを議論していくというのはかなりしんどい作業になるだろうなと思っております。北村先生が風のない中でおっしゃっていましたが、確かにそのような状況下の中で国会や政治が主導で動くということはあり得ないと思っておりますので、その前提となる機運をつくるのは公調委だろうと私も考えております。

公害等調整委員会が担う役割というのはもう一つあると思っております。これは三ツ橋先生の先ほどの発言にも関連しますが、地方自治体の担当者の方が精神的に非常に参ってしまうという問題です。これにはいろいろな要素がありますが、一つには対処法が分からないという問題が大きいです。この事案にどのように対処したらよいのかというところで悩むと、すごくストレスを抱える原因になります。そこをどうしたらよい



かというのを少し考えたほうがいいと思います。

公害等調整委員会は、公害紛争処理法第3条において、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について

指導等を行うとなっております。各自治体において公害紛争等の処理については検討していると思いますが、知識やノウハウが各自治体で一様ではないというような状態の中で、その知識やノウハウを公調委が補強するというのが重要になってくると思っています。近年は、コロナ禍で、そのプラス面としてウェブ研修が盛んになっております。先ほど事務局からの報告がありましたとおり、幾つかの自治体やブロックに対する研修、それからウェブでの研修、そういうのを提供されていると説明がありましたが、ウェブ研修であれば、コストの問題、会場費や交通費を削減した中で効果的な研修を実施することができるのだらうと思っています。だから、公調委でもウェブ研修を活用して、研修を充実させていただきたいというのが一つです。

ただ、昨年この場にいらっしゃった方は御存じだと思いますが、ウェブ会議を昨年は実施しました。予算的な制約の中で仕方がないとおっしゃっていたのですが、カメラとマイクは良いものを用意する必要があります。聞いている者が非常にづらい状態で、今日もちょっと眠くなられている方もいらっしゃるかもしれませんけれども、話している人の話が聞こえにくいというのは、それだけで眠くなる要因になりますので、ここはぜひとも良いカメラとマイクを調達していただきまして、ウェブ会議を充実させていただきたいと

思います。国の予算は無限にあるわけではないということは私も知っておりますが、こういうことを言う人がいないと、そういうところに予算が回らないということも知っておりますので、この場を借りてそういう発言をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

最後に、三ツ橋様、よろしくお願いいたします。

【三ツ橋 悦子（社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長）】

将来展望ということで、様々な先生方からいろいろな御意見をいただいていると思うのですが、やはり現場サイドとしては、困っている人がいるから苦情や相談、申立てがある。つまり、その方々を何とかして円満解決していきたいというのが私はとても思っているところで、その円満解決の方法というのは、もちろん騒音のこと、振動のこと、土壌汚染、また大気汚染、様々なことを、知識はもちろん勉強して、どんどん、条例、法、様々なことは中で勉強しないといけないと思うのですけれども、一つ一つ、目の前の現場に対して、本当に心のある対応をしていくのがまず大事なのかなと思っています。これは、将来展望というのは、この苦情対応だけではないとは思いますが、今、社会福祉協議会の福祉部門にいますので余計感じているのかもしれませんが、やはり一人一人と対応、また何人かかもしれませんけれども、その対応はきちんと丁寧にやるべきなのかなと思っています。

また、先ほど先生方もお話しされていましたが、環境部門だけでは解決できないものもたくさんありますので、関連部署の例えば保健センター、保健所、また環境以外の、例えば土木関係の部署とか、色々あると思うのですよね。その方と対応していきながら、また、先ほども言いました



ように、23区との連携。どことこの区
の人は特にこの部
分がたけていると
か、様々あるのだ
けけれども、そう
いう情報共有、情
報交換が大事な
かなと思ってお
ります。公

調委のもちろん制度というのは、制度設計はすごく大事だと思いますし、その下に、法や条例の下に私どもが対応していくというのはもう大前提にありますので、どうか、1つでも苦情がなくなるといいなと思っております。

以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

それでは、討議はここまでといたしまして、この後、次第では御参加の皆様からの質疑をお受けする予定としておったのですが、既に予定されていた終了時刻を若干過ぎてという状態でございます。お時間の許す方で、もしぜひという方がいらっしゃいましたら若干名、お一人若しくは2人ぐらい御質問をお受けできるかなと思しますので、挙手をお願いできますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、質疑応答はこれで終わりという形にさせていただきまして、パネルディスカッションも締めに入りたいと思います。パネリストの皆様から、御感想や言い足りなかったことがあれば、壇上向かって右から順に、お一言ずつお願いいたします。まず、三ツ橋様から。

【三ツ橋】 ほとんど伝えましたので、最後に、今コロナ禍だと思いますけれども、やはり対応がまた若干変わってきているとは思いますが、本当に苦情相談の対応の現場の皆様が少しで

も元気になるように、気持ちを高められるような方法を取っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【栗田】 松田様。

【松田】 静岡県内の自治体に寄せられた苦情の件数というのは、平成6年からいいますと、1,000件あったのですが、3,000件まで、1,000件から3,000件までいろいろばらつきがあります。このうち大気汚染や騒音、悪臭が多くて、次いで水質汚濁、それから土壌汚染や地盤沈下はほとんどないというような状態で、ただ、典型7公害以外の苦情については、平成6年度が173件で約12%、それが令和元年度に804件で35%となっております。これは先ほどの事務局の全国的な傾向とちょっと異なるのですけれども、したがって、たまたまなのかもしれませんが、平成25年度以前は数%から15%だったものが、平成26年度以降は20%を超えているという状況になっております。その原因まで分析された資料を入手することができないので、日弁連の意見書とおおり、典型7公害以外の問題についても対応して欲しいと思います。先ほどの発言につながりますが、公調委の担うべき役割というのは大きいと思しますので、ますます期待しております。

自治体が受ける公害苦情のうち、典型7公害以外の相談について、どのように類型化するかについては大変難しい問題ですが、内容を詳細に把握できるのは、先ほども申し上げたとおり、公調委しかありませんから、その役割は大きいと思っております。

それから、公調委の回し者ではありませんけれども、『ちょうせい』という機関誌が出されております。皆様御存じかと思えます。ここに書かれている記事、それぞれ興味深いものが多いのです

けれども、各自治体の公害苦情相談窓口担当者の生の声が載っておりまして、担当者の皆様には非常に参考になるのではないかなと思います。各自治体の担当者の方は、バックナンバーも御覧になっていただいて、勉強していただければと思っております。

以上です。



会場の様子（東京・日本学術会議講堂）

【栗田】 倉片様。

【倉片】 最後ということで、私は漠然とした印象になりますけれども、いろいろお話を伺ったり自分なりに考えたりしてみますと、やはり公害というものは本来なくなるべきものなのだよなというのが素朴な印象です。私の子供の頃、1970年代ですけれども、ちょうど4大公害病が世の中で問題になっていた、盛んだった頃の話になります。私の小学校の社会科の授業というところ、ほとんど公害の話なのですよね。先ほどの水俣湾の猫の話も、授業中に先生から聞いた話です。その頃子供だった私も、将来自分が大人になった頃にはきつとこういう公害問題というのは全部解決されていて、きつといい世の中になるのだろうなと漠然と当時は思っていました。けれども、ああいった公害病はなくなりましたけれども、公害はやはりゼロにはならないのですね。

北村先生の基調講演の最初のお話ではありませんけれども、本日は設立50周年シンポジウム

ということでしたが、この後さらに50年たって、設立100周年シンポジウムなんていうものをもし仮に華々しく開くことになった場合に、我々はそれを喜んでいいのか悲しんでいいのか、非常に複雑な感じがいたします。ですので、先ほども申しましたけれども、公害として訴えられたもの、申請のあったものを一つ一つ丁寧に扱っていく、対処していくというのは日々の業務として大切だとは思いますが、それに忙殺されながらも、長期的な視点を持って、公害をなくすにはどうしたらよいか、そのために何ができるのか、我々は今何をすべきなのかということを常に頭に置きながら、私も専門委員としてこれからの業務に当たっていきたいと改めて思いました。

以上です。ありがとうございます。

【栗田】 北村様。

【北村】 ADRである以上、迅速かつ適正な解決というのは、これは永久のテーマです。その中において、委員長おっしゃいましたとおり、何とか運用でその目標に近づきたいという御努力は非常に貴重だと思います。さはさりながら、どこまで引っ張っていけるのかということもあります。プチンと切れる前に対応してもらいたいという気持ちを強く持っております。そのためには、現在公調委がされていることを第三者の目でちゃんとチェックして、「よし」、「ちょっとこれは」というようなことがあっても恐らくいいはずで、より良い制度をお互いにつくっていくという観点から、組織的な御検討をなさっていただければいかかがか。このように最後に感じました。

【栗田】 荒井様。

【荒井】 今日は、北村先生の基調講演、それからパネリストの皆様からも本当に貴重な御意見を多々いただきまして、本当にありがとうございました。今後考えていく上で、大きな方向性、大きな示唆をいただきました。公調委に対する様々

なオーダーもいただきまして、大変だなと思ったりもしております。そういう意味も込めまして、50周年にふさわしい充実したシンポジウムになったのではないかと考えております。皆様に心から感謝を申し上げる次第でございます。今日のこの議論も踏まえて、公調委としては今後も不断の検討を続けてまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

【栗田】 改めまして、パネリストの皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、お話は尽きないところではございますが、本日の公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウムは終了とさせていただきますと思います。

それでは、パネリストの皆様、会場並びにオンラインで御参加の皆様、本日は誠にありがとうございました。(拍手)

【参考】

第1回(基調講演)、第2回(パネルディスカッション①『公害紛争処理制度の現状及び課題』)の様子は、以下のリンク先からご覧になれます。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/110_tokushu.html

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/111_tokushu.html

シンポジウムの様子は、以下のリンク先から動画でもご覧になれます。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/50th_anniversary.html

このコーナーに掲載した資料は、以下のリンク先からご覧になれます。

P.12「新たな騒音被害への対応」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000856659.pdf

■おわりに

公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム「50年を迎える公害等調整委員会」は本稿で完結します。3回にわたる連載をご覧いただきありがとうございました。

法曹関係の皆様への周知活動について

～各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演等を実施しています～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、法曹関係の皆様へ、公害紛争処理制度の周知・利用促進のため、各地の弁護士会、裁判所等に対し、通知文の発出や講演を実施しています。また、未来の法曹界を担う方々への働きかけとして、司法研修所や法科大学院への通知等も実施しています。

1. 弁護士に向けた周知活動

(1) 通知文の発出

一年に一度、日本弁護士連合会・各都道府県の弁護士会宛てに、公害紛争処理制度の利用促進についての通知文を発出し、所属弁護士への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演の実施

各都道府県の弁護士会から受ける依頼に応じて、公害等調整委員会の審査官等が、各会の所属弁護士に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど(平成30年4月から令和5年1月まで)では7回実施しています。上記(1)の通知文をご覧いただいた弁護士会から講演の依頼を頂くこともあります。

講演においては、公害等調整委員会の概要、公害紛争処理制度の概要、公害等調整委員会における責任裁定申請、原因裁定申請、調停申請における手続、具体的な事案などをご説明し、同制度を活用していただける場面をできる限り具体的にイメージしていただけるよう心がけています。

なお、講演の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のために必要な対策を講じることとしており、状況や希望により、ウェブ会議システムを使用した講演も複数回実施しています。

また、講演後には、受講者にアンケートへのご協力をお願いしており、広報・周知の改善や制度の利用促進の方策の検討等に活用しています。

2. 裁判官・裁判所職員に向けた周知活動

(1) 通知文の発出

一年に一度、最高裁判所宛てに、原因裁定嘱託制度¹の周知に関する通知文を発出し、原因裁定嘱託制度の活用について、各地の裁判官への情報提供を依頼しています。

原因裁定嘱託される事件は、平成16年の初の嘱託以降、増加傾向にあります。また、地盤沈下、大気汚染等様々な事件が係属しています。

(2) 講演の実施

各地の地方裁判所において、公害等調整委員会の委員長や審査官等が、裁判官(及び裁判所職員)に向けた講演を実施しており、ここ5年ほど(平成30年4月から令和5年1月まで)では8回実施しています。

講演においては、弁護士会での講演と比べると、原因裁定嘱託の手続や具体的な事案の説明に重点を置くなどして、原因裁定嘱託を活用していただける場面をできる限り具体的にイメージしていただけるよう心がけています。

¹ 原因裁定嘱託制度とは、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所が必要性を認めた場合には、当該裁判所からの嘱託を受けて公害等調整委員会が原因裁定を行うものです。

なお、弁護士会での講演と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対応及び講演後のアンケートを実施しています。

3. 司法修習生に向けた周知活動等

(1) 通知文の発出

一年に一度、司法研修所宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての通知文を発出し、司法修習生への同制度の周知を依頼しています。

(2) 講演等の実施

司法修習生に対する研修プログラムにおいて、講演を実施しており、ここ5年ほど(平成30年4月から令和5年1月まで)では6回実施しています。また、今後は、司法修習生に対し、公害等調整委員会での実務体験等を盛り込んだ研修を実施予定です。

4. 法科大学院生に向けた周知活動等

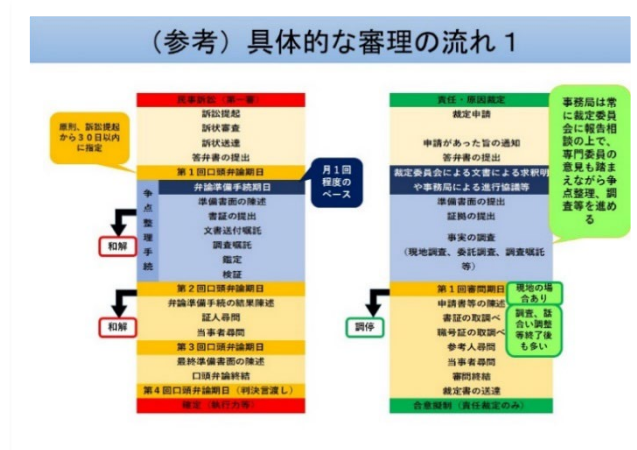
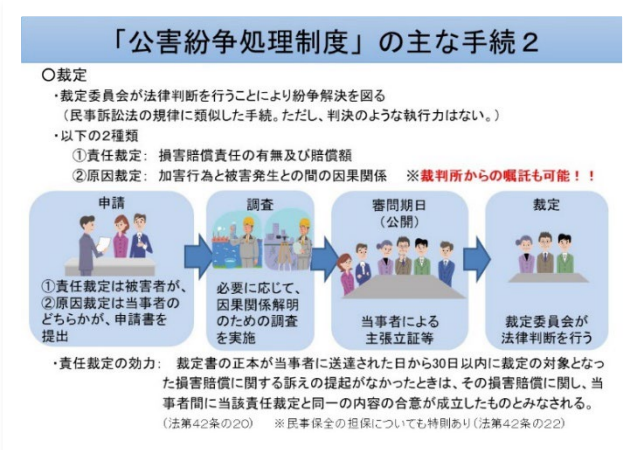
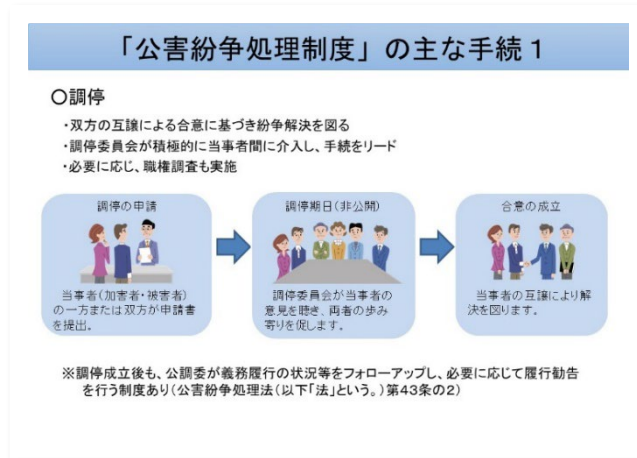
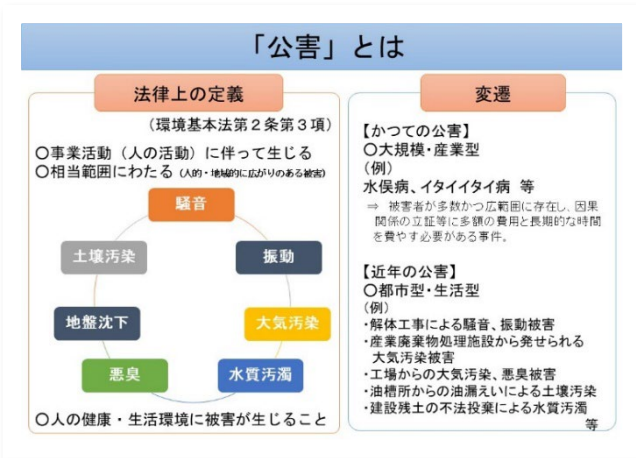
(1) 通知文の発出

一年に一度、法科大学院宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要紹介についての事務連絡を発出し、法科大学院生への同制度等の周知を依頼しています。

(2) 講演の実施等

令和4年には、日本弁護士連合会(公害対策・環境保全委員会)の環境法サマースクールにおける講演依頼を受け、実施しました。

また、夏休みの時期に、法科大学院からのインターンシップの受入れや、来訪した法科大学院生への講義などを実施しています。



講演資料の例

5. 終わりに（連絡先のお知らせ含む）

（1）講演依頼受付等

これまでに紹介した各通知文にも記載しておりますが、公害等調整委員会では、弁護士会、裁判所、司法研修所、法科大学院における講演依頼等を受け付けています。

講演依頼等については、下記窓口へご相談ください。

公害等調整委員会事務局 総務課企画法規係

tel : 03-3503-8591

（2）その他法曹向け資料

なお、下記の当委員会が年に4回発行している機関誌「ちょうせい」の過去の記事や、公害等調整委員会ホームページにも法曹関係の皆様に向けた記事等が掲載されております。適宜ご参照ください。

ア 機関誌「ちょうせい」記事

① 第106号（令和3年8月）

「民事訴訟手続と裁定手続の違い

～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/106.html>

ちょうせい
第106号



② 第107号（令和3年11月）

「原因裁定嘱託制度について

～裁判所のニーズに沿った原因裁定嘱託制度の運用改善を図っています～」

※ 元札幌高等裁判所部総括判事、元公害等調整委員会委員 山崎勉氏

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/contents/107.html>

ちょうせい
第107号



イ 公害等調整委員会ホームページ

① 「原因裁定の嘱託制度（法曹関係者向け）」

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00004.html

② 公害等調整委員会のパンフレット・リーフレット

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/pamphlet/index.html>

③ 「係属事件一覧」「終結した公害紛争事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/menu/main7ichiran.html>

原因裁定
嘱託制度



振動について

第4回 振動に関わる苦情の対策・対応・対処

内田技術事務所(元飛鳥建設技術研究所) うちだ ひでのぶ
内田 季延

■はじめに

本セミナーでは、典型7公害のうち振動について、振動に関する知見のある方々から、実務を通じて得られた知見や、振動に関連した規制、測定方法、対策等について、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説していただきます。

これまで3回にわたって、振動に係る苦情の状況及び法令、測定方法、感覚等を解説していただきました。最終回となる本稿では、振動に関わる苦情の対策・対応・対処について解説していただきます。

1 振動に関わる苦情とその対策・対応・対処などの関係

本セミナーの第1回で述べられているように、振動に係る苦情のうち法令に違反していた割合は他の公害と比べて低くなっています。必然的に振動問題への対策、対応、対処では、必ずしも法令に準拠した勧告や命令の対象とはならないケースが多々みられることとなります。

ところで、何らかの行為に伴う苦情への対策、

対応、対処などには、図1に示す関係があると考えられます。建設工事を例にすれば、行政による方策には、振動規制法や地方自治体の条例による規制などが、工事を行う建設会社による対策には、工事現場周辺の環境に配慮した工法選定や工事の進捗計画などが相当すると思います。それら対策や方策を受け、行政は届出のあった工事計画の確認、助言、現地確認など、事業主や施工会社は、周辺住民への事前説明、モニタリングや現場見学会などの施策が考えられます。

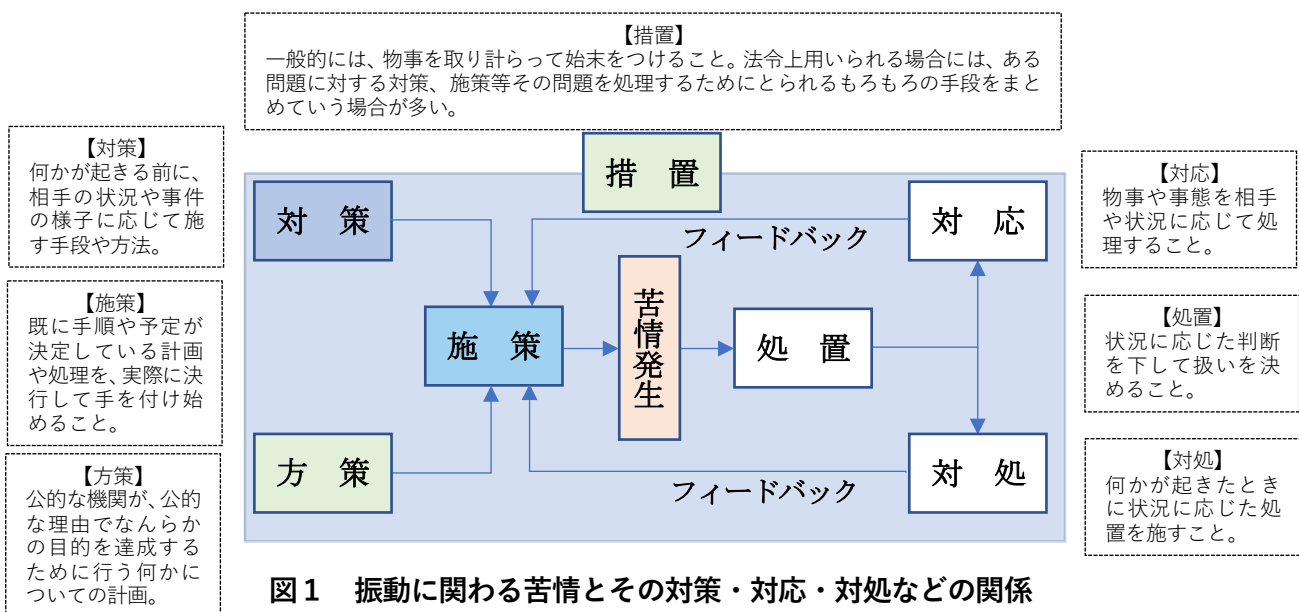


図1 振動に関わる苦情とその対策・対応・対処などの関係

そのような施策を経て工事が進捗していくなかで苦情が発生した場合、緊急な処置として作業を止めることも考えられます。そのうえで、苦情内容に応じて、申立者との協議などの対応や原因と想定される作業の変更など対処して、結果を施策にフィードバックすることで、問題解決が図られます。地方公共団体に苦情申し立てがあった場合、直接処理としてそれら一連の措置が講じられることと思います。

2 振動問題の当事者間の関係

図2は、建設工事を例として振動問題の当事者間の相関関係を模式的に示したものです。工事により振動問題が生じた場合、工事業者に苦情を伝え、問題が解消すればよいのですが、解決策が見いだせない場合は、工事の事業主体や行政に相談、苦情が寄せられることになります。

振動問題に取り組む際の事前準備として、このような相互関係を把握しておくことは、対策の立案、対応、対処を進める上で有益です。工事振動対策として工法や工種の変更が最適とされた場合は、設計条件が変わるため振動以外の検討も必要となります。これには設計事務所やコンサルタントの協力が必要です。また変更に伴って工期延長や追加費用が必要となる場合、当該現場を担当する建設会社だけでなく発注者との協議も必要となり、措置の完了にはある程度の期間を要することも想定されます。工期や費用面から振動低減効果の最も期待される工法や工種への変更が難しいケースもあります。そのような場合、実現可能な工法と推定される振動低減効果を確認し、関係者間の協議においてできることできないことを明確にしたうえで、目標設定する必要があります。

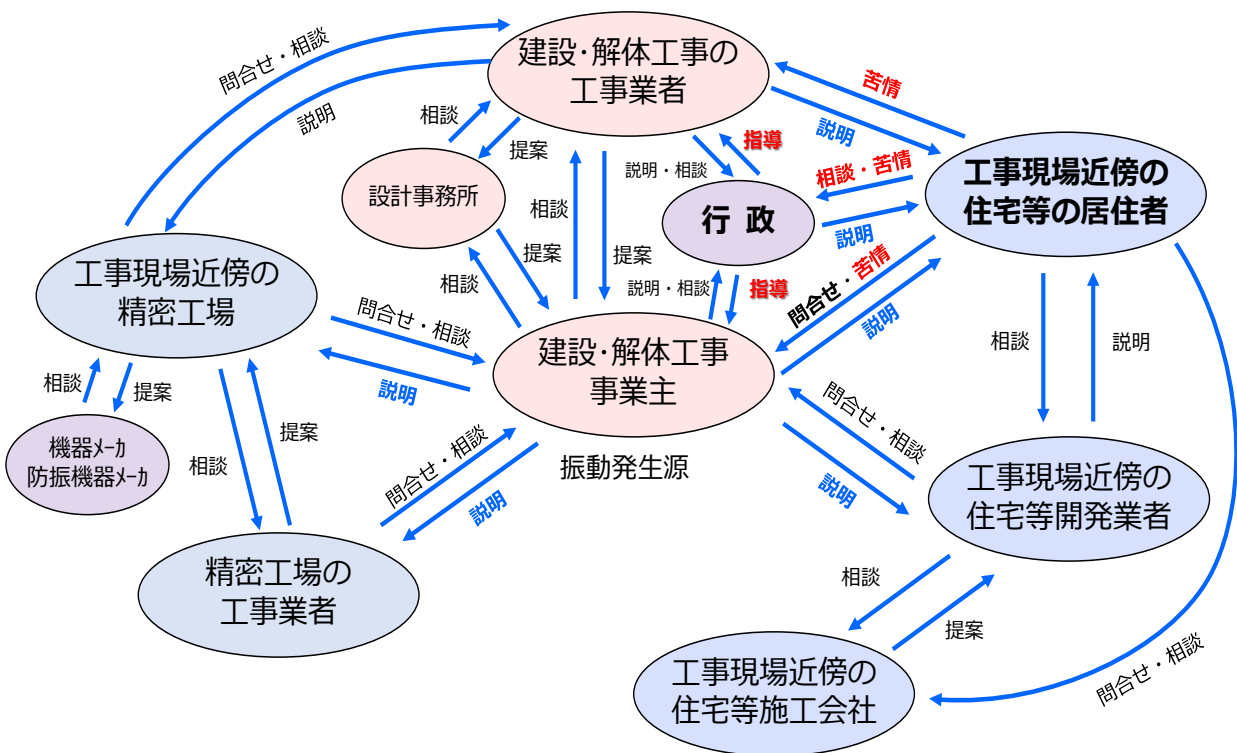


図2 建設工事を例とした当事者間の相関関係

いずれにしても振動規制法など法規制を遵守していることが前提です。

一方、嫌振作業¹を行っている事業所に対する法的な規制基準はなく、個々の事案で対応内容も異なります。実は街中でも高度な嫌振性を要求する事業所は意外に存在します。当然、事業者側でも防振対策されていますが、それでも印刷機や町

工場の光学研磨作業に工事振動が影響した事案や、鉄道・道路工事の振動及び工事後の交通振動の影響を問題とされた事案があります。民間工事は、民民の対応ですが、道路や下水道など公共工事の場合、発注者である官公庁の当該部署に苦情があれば、自治体の公害担当部局として対応、対処が必要となることもあります。

3 振動発生源による影響の違い

図3に、工場・事業場、建設作業、道路交通による敷地境界での振動レベルと苦情件数頻度との関係を示します。図中の破線は、各規制対象において最も厳しい振動レベルです。発生源によって苦情件数の頻度がピークとなる振動レベルも頻度分布の形状も異なります。工場・事業場では規制値の苦情件数頻度のピークは規制を超えています。建設作業と道路交通は、規制基準値以下の振動レベルで苦情頻度が多く振動規制法に準拠した勧告や命令の対象となるケースは少ないことが分かります。特に道路交通では大半が要請限度を下回っています。

法で規制されている他の要因と異なり、一日中影響を受けるとする指摘が多く、苦情件数は少なくとも生活の質に及ぼす影響が大きいことがうかがえます。振動規制法では、敷地(官民)境界地盤上の鉛直方向の振動を対象として振動レベルの L_{10} 値²で道路交通振動を評価しています。一方、道路近傍建物では、鉛直だけでなく水平方向の振動や最大値が問題となることが多いことも要請限度以下での苦情発生の要因の一つであり、水平振動への処置が必要となる場合も多くあります。

頻度分布が振動発生源によって異なる理由には、発生振動の性状が異なることや振動発生源から敷地境界までの距離の違いが影響していると考えられます。

振動対策の効果は発生源、伝搬経路、受振側での対策の和となります。ただし必ずしも個々の対策での振動レベル低減量の和が全体の対策量にはなりません。振動源により振動性状が異なるため、同じ対策をしても、同じ効果が得られない場合があります。

道路交通に起因する苦情の発生は、振動規制

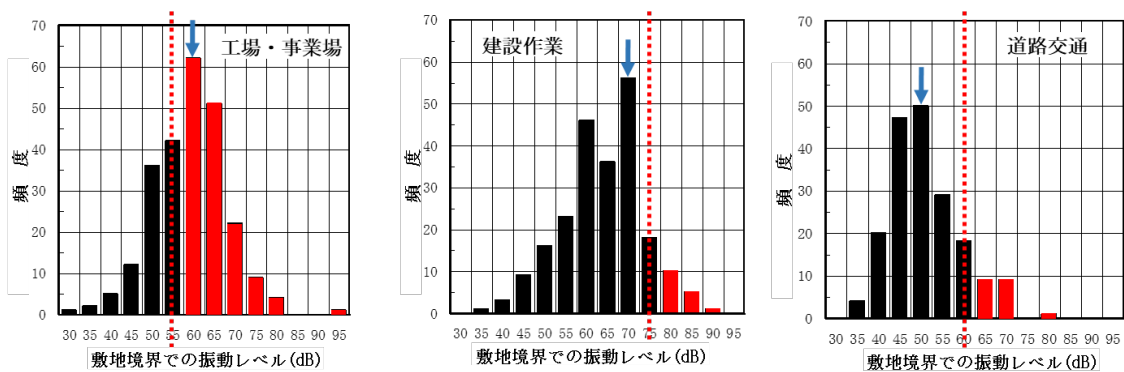


図3 振動発生要因別の苦情頻度と敷地境界での振動レベルの関係

¹ 嫌振作業とは、振動外乱により機能障害を生じる作業のことで、半導体製造のような微細加工、露光だけでなく印刷、光学研磨、電子秤による電子部品計数などがあります。
² L_{10} 値とは、振動レベルの80%レンジの上端値。多数個の振動値を大きい順に並べ、最高値と最低値の側からそれぞれ10%ずつ除外し、残った値のうち上端の値を指す。

4 ソフト、ハードな振動対策、対応、対処

図4に対策、対応及び対処の個別処方をソフトなものと同ハードなものに分けて示します。ソフトな対策、対応及び対処は、防振装置のような物や基礎改変、地中壁増築など工事を伴うものではなく、計画や説明によるものです。

(1) 計画

「計画」は、事前対策として、また苦情があった際の事後の対処として講ずることができません。例えば、①振動発生の少ない機器や工法の選択、②距離減衰、地形や構造物等による振動低減効果が見込まれる振動発生源配置、③振動を発生する作業時間帯の調整、④振動を発生する作業工程等や使用機器の変更による振動継続時間の調整などです。

ここでは、振動発生源の配置変更で苦情を解消した事例を紹介します。図5は、コンクリートガラの破碎に使用する自走式クラッシャーの振動苦情への対応として、設置位置を変更した事例です。解体予定建物南側の初期設置場所は、舗装面でスペースも広いことから作業性を考慮して選定したものと推察されました。しかしクラッシャー稼働に伴い、近隣のA、B地点で4.5Hzの卓越振動成分の振動体感の苦情があり、対処を求められました。現地状況を確認したところ、クラッシャーから地盤に伝わった振動の北側への拡散分が、解体予定建物地下ピット³構造物で反射し、南側のA、B地点側により強く影響していることが懸念されました。そこで、初期設置場所より狭く若干作業性は悪化するものの、初期設置場所と同じ舗装面である解体予定建物西側にクラッシャーを移設したところ、卓越振動成分はA地点では9dB、B地点では19dB低減し苦情は解消しました。また移設による新たな苦情発生もありませんでした。

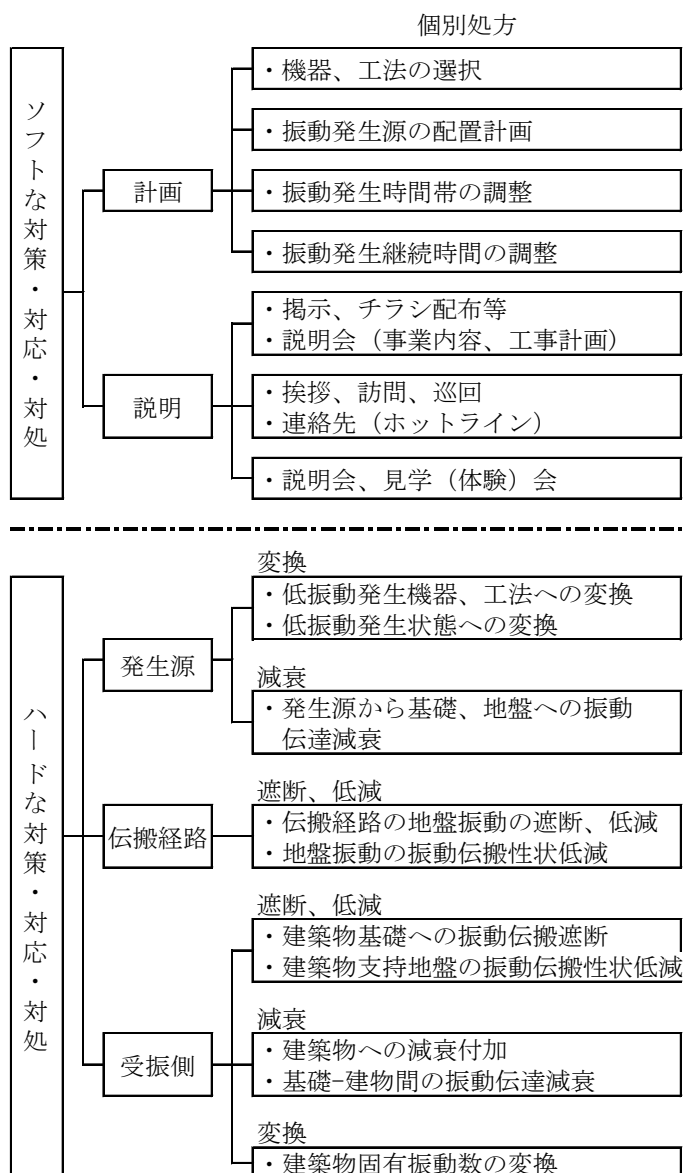


図4 ソフト・ハードな対策・対応・対処

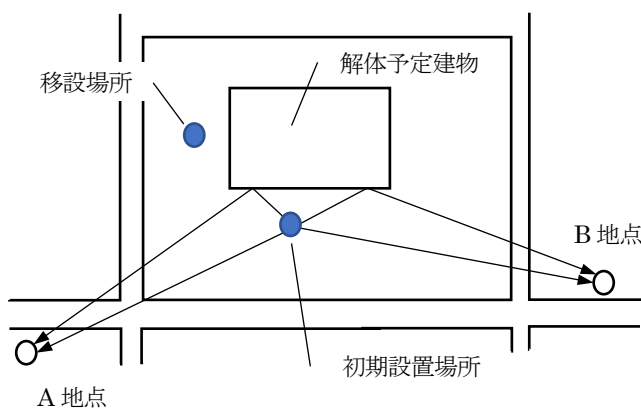


図5 設置場所の変更で問題解決した例

³ 地下ピットとは、地下に設けた施設や設備の維持管理、物品貯留等のための空間。なお、本件建物では、地下に廃棄物を貯留する大きな空間が設けられていた。

(2) 説明

次に、「説明」ですが、事前対策としてだけでなく事後の対応にもたいへん重要です。提示やチラシ配布等による情報の発信、事業内容や工事計画の説明会による情報提供と意見集約、近隣への挨拶、地域巡回による生の情報収集、連絡先公開による窓口の一元化、運用中の説明会や見学会実施等による情報と経験の共有などがあります。

事業者による丁寧な事前説明は、周辺住民や企業の要望把握に有効であり、良好な関係を築くことで、事業に伴う振動問題を最小の労力で解決する可能性があります。特に建設工事の場合、丁寧な事前説明は問題の未然防止、後々の問題解消に有効です。

ここでは、説明によって振動影響の要因を把握し、時間帯調整により問題を解消した事例を紹介します。本セミナー第2回振動測定でも触れていますが、公害振動は必ずしも常に一定の振動レベルではありません。例えば、交通量の少ない道路振動など、レベル波形は連続的に変動していても、振動を感じない振動レベルの時間を除くと、実際には間欠的に振動を受けていることも多いです。

図6は、横軸に時間を縦軸に振動レベルをとり、振動性状と時間帯の関係を模式的に見たものです。規制基準の順守を前提として、苦情となる振動の主な要因として、①振動を暴露する時間帯、②振動を暴露している継続時間、③振動を感じる回数、④感じる振動のピーク値の何が最も寄与し

ているのかによって、対応、対処も変わります。

①振動暴露の時間帯であれば、工法や作業手順の工夫で時間帯を変更できないか、②継続時間や③暴露回数が問題であれば、振動を発生する工法や機械を変更することで軽減できないか、④瞬間的なピーク値が問題であれば、ピーク値を下げる代わりに振動回数が増えたり、継続時間が長くなることを許容できるかなどを検討する必要があります。

例えば、早朝の時間帯には振動を発生する作業工程を組まないなど、運用面の工夫で近隣からの苦情に対処可能な場合もあります。民案件ですが、隣接する町工場の精密光学研磨機と最も近い杭打設場所が数mしか離れていない工事において、事前調査で影響が懸念されたため、協議により杭打設作業工程を調整し、最接近工事時間帯は研磨作業を中断することで、円滑に杭打設工事が行えた事案もあります。この事案では、工事業者と町工場が歩み寄って問題解決を図ったため、町工場の製品に影響を及ぼすこともなく、工期遅延や多額の対策費用を講ずることなく問題解決することができています。

一方、ハードな対策は、発生源、伝搬経路、受振側のいずれにおいても、何らかの作業や工事を伴い、完了までにはある程度の期間を要し追加の費用も掛かります。

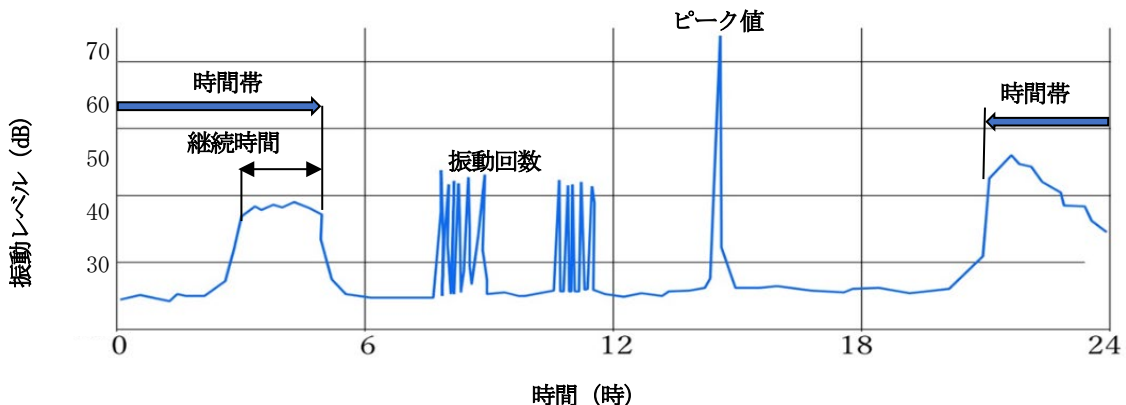


図6 振動レベルの時間変動と苦情の主な要因の把握

(3) 発生源

発生源対策では、①加振力が小さくなる作業・工法、機械・機構への変更、②加振力の基礎や地盤への伝達を軽減する防振装置の設置、③加振力の作用する基礎や地盤の振動を小さくする、あるいは振動の継続時間を短くする制振装置の設置、④加振力の作用する基礎振動を地盤や床に伝えるにくくする防振対策の施工などがあります。

鍛造機、プレス、シャーリング⁴などの工作機械や建設工事の杭打機などは、大きな衝撃力を発生します。衝撃力によって部材の加工、切断や杭を打設するため、衝撃力を小さくすることは能力の低下になります。そこで工作機械では弾性支持により力の地盤への伝達を小さくする方法が、杭打ち機ではオーガ掘削⁵を併用する工法などが用いられています。

供用中の道路で道路交通振動の苦情が出始めた事案では、道路そのものあるいは通過する車両の車種構成が変わったことが要因となっている場合があります。例えば、道路を一部掘削する上下水やガス工事に伴う補修舗装面と既存舗装面との打ち継ぎ部の不陸⁶(凹凸)やマンホール部分の段差が振動の要因になります。また、近隣に開業した大型施設へ向かうトレーラーが、抜け道として住宅街の生活道路に大量に侵入し問題とな

った事案があります。この例では、想定交通量を大幅に超える大型車の通過が原因で舗装面に生じた不陸が振動の要因となりました。

道路交通振動は、路面の不陸(凸凹)の程度と通過車両の重量、車速の影響が大きく、重量のある大型車が速度を出して不陸のある道路を通過することが最も悪さをします。そこで、大型車が生活道路へ侵入して振動問題を生じる場合、対策として、車幅制限と錯視の利用があります。写真1は、ポールによって侵入車両の車幅を制限している例です。小型トラック程の幅に制限することで、物理的に大型車が侵入できないだけでなく、通過する車両の車速を著しく低下させ、振動抑制にも効果的です。写真2は路面に記したゼブラゾーンの幅を変えることで心理的に道幅が狭くなったように錯覚させ運転手に速度低下を促すものです。出会いがしらの事故の抑制のため、カーブ手前から奥に行くほど道幅が狭くなっているように見せることで、速度を落とす効果を狙ったものですが、車速の低下は安全性の向上以外に振動低減効果も期待されます。錯視による車速低減対策には、路面の段差や障害物を模したのもも実用化されています。



写真1 車幅制限の例



写真2 錯視の例

⁴ シャーリングとは、金属を切断する加工の一種。ハサミで紙を切るのと同じように、上下の刃で金属板を挟み込むようにして切断する。シャーリング加工に使われる機械は「シャーリングマシン」や「せん断機」と呼ばれる。

⁵ オーガ掘削とは、電動または油圧モーターの駆動によりスパイラルスクリューを回転させ、スパイラルの押し上げにより掘削土砂を排土させて掘削する工法。

⁶ 不陸とは、面が水平でなく、凹凸があること。読みは「ふろく」または「ふりく」。

(4) 伝搬経路

伝搬経路での対策は、振動源と振動の影響を受ける側の間、振動が伝搬する経路上に振動を軽減する構築物を設けることで伝搬する振動を軽減するものです。敷地境界の地中に地盤と物性の異なる材料で壁を設けたり、工場など敷地に余裕のある場合、空溝を掘ったりする例があります。空溝や地中壁は、地上の防音壁が音を遮るように、地中を伝搬する振動を軽減します。しかし、防音壁の上や横から回り込む騒音があるように、空溝や地中壁の下や横から回り込む振動があるので、空溝や地中壁から離れる程、効果は小さくなります。

ある鉄道工事で、複線化で新設される線路の盛土擁壁工事に際して、擁壁の支持深さは表層地盤途中までで構造上の問題は無かったものの、工事後の鉄道振動影響を考慮して、数m延長して支持層まで達するようにした事案があります。地中壁の先端を支持層まで延ばすことで、擁壁地中部的下を回り込む鉄道振動の影響軽減を図ったものです。同じく鉄道工事で、工事中の鋼矢板こうやいたによる仮設擁壁の地上部分をコンクリート巻き立て

することで、仮設擁壁の鉄道振動による動きを抑え、隣接住宅への鉄道振動の影響軽減を図った例があります。

(5) 受振側

図7は種々の振動源から発生する振動の主な振動数範囲と受振側である家屋、建物、建物部位の固有振動数範囲を示したものです。各振動源の発生振動数範囲には、定常振動数範囲や代表的な卓越振動の振動数を◇で示しています。振動源別にみると、外部振動源の交通機関では道路交通振動は3 Hz前後と10数Hzに高架橋桁の固有振動数や車両のばねに起因する卓越成分が、鉄道振動は、8 Hz～250Hz の範囲にレール凹凸や枕木間隔などに起因するいくつかの卓越成分がみられます。工場、解体・建設工事では、5 Hz～63Hzの範囲に回転・往復運動する機械や衝撃力を発生する機械に起因する卓越成分がみられます。一方、室内振動源の歩行振動は、2 Hz 前後を基本卓越成分として、その高次成分でも卓越がみられることがあります。

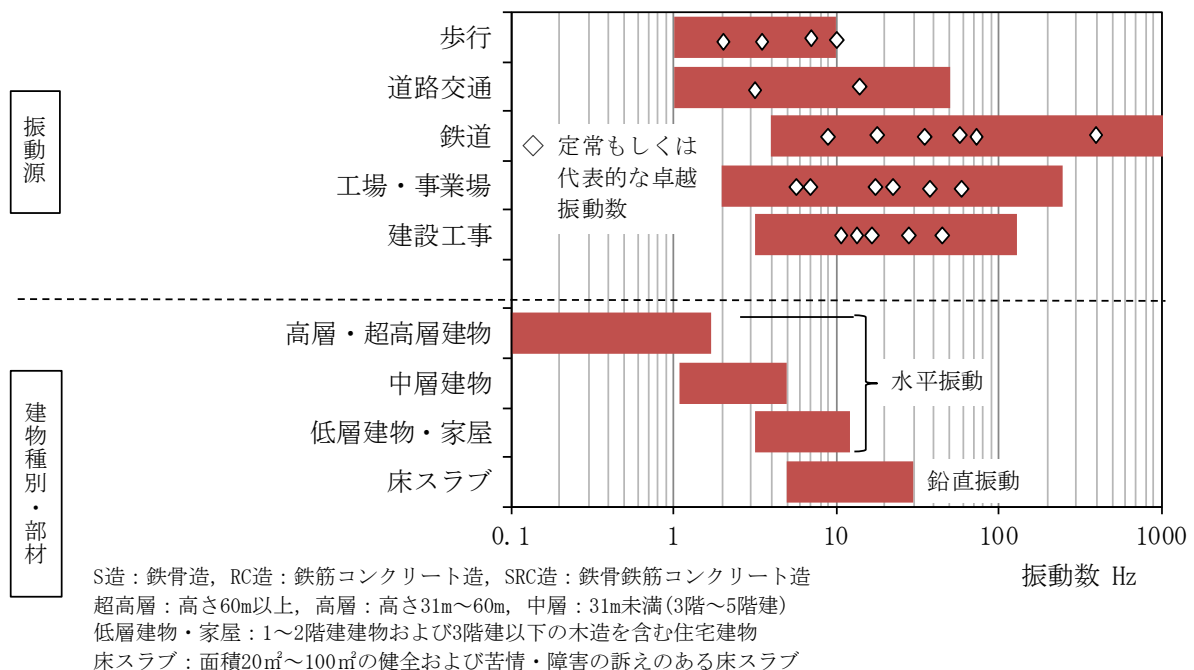


図7 種々の振動源の発生振動数と建物及び部位の固有振動数の関係

家屋や建物の水平方向の振動性状をみると、一般に高さが高いほど周期は長く、振動数は低くなります。1次固有振動数は、超高層・高層ビルでは概ね2 Hz以下、中層ビルでは1～5 Hz、低層・家屋では3～9 Hzです。したがって、高層ビルの一部、中層ビル、低層建物の1次固有振動数は、交通振動や工場、工事振動などの発生振動数範囲に存在することになります。そのため、これらの振動の影響を受ける場合は、共振により振動振幅が増幅する可能性があります。一方、鉛直振動に対しては、歩行振動の高次成分が床スラブ⁷の固有振動数範囲の5～30 Hzに存在するため、歩行振動も影響要因となり得ます。

図8は、ある木造3階建て住宅での共振による水平方向振動の増幅例です。この事案は、某公共工事現場に隣接する木造3階建て住宅から、振動苦情が寄せられ、家屋内での振動調査を行ったものです。図8は、工事停止時の暗振動です。建物3階の水平振動をみると5 Hz弱に著しい卓越成分がみられます。この振動成分は、1階土間と比べて加速度で約30 dB(1,000倍)大きくなっています。工事中の敷地境界での振動レベルは、最大

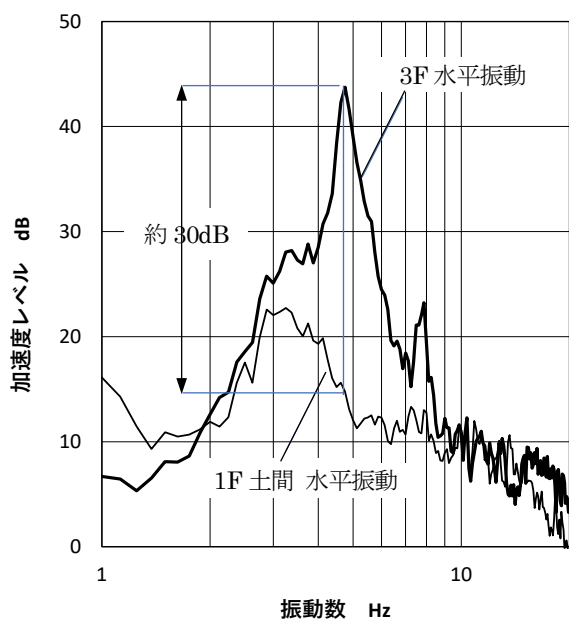


図8 木造3階建て家屋の振動増幅例

でも60 dBを下回っていましたが、建物3階では水平方向の体感振動が顕著であったものです。

5 Hz弱の振動成分が卓越するのは、当該建物の水平方向の固有振動に一致して共振しているためです。また、建物の振動に対する減衰も小さく、揺れだすとなかなか揺れが収まらず振動の体感時間が長いのも不快な要因であったと思われます。恐らく、大型車が近隣道路を通過した際にも揺れは感じられていたと思われますが、工事が始まってから顕著に感じるとのことで苦情となったものです。

調査の結果、一般的なバックホウの走行時の振動が苦情原因であることが判明しました。超大型重機の移動でも地面の掘削作業などでもなく、普通のバックホウが走行するだけで振動問題となった要因は、軟弱地盤仕様のキャタピラで角に爪があり、キャタピラの動きに応じて爪部分が地面を叩く振動数が、当該建物の固有振動数に近く、建物を励振してしまったことが原因でした。また、当該工事現場の軟弱な表層地盤中を伝搬する5 Hz付近の振動成分があまり距離減衰しなかったこともあり、当該建物から100m近く離れた場所をバックホウが移動した際にも振動障害が発生したことが判りました。そこで、敷鉄板の設置を工夫して、キャタピラ式のバックホウからタイヤ式のバックホウへ変更する対策が講じられました。元々揺れやすい構造の建物であるため、完全に揺れは感じないとはなりませんでしたが、工法変更などの対処後は、滞りなく工事を進めています。

木造3階建て住宅は、道路交通振動による水平振動の影響を受けやすいことから、振動防止装置の動吸振器(TMD:Tuned Mass Damper)を用意している大手ハウスメーカーもあります。TMDは、設置する建物の固有振動数に調整(Tuned)した、

⁷ 床スラブとは、床版のこと。一般的には鉄筋コンクリート造の建築物において、床の荷重を支える構造床のことを指す。

ばねマス(Mass)系の制振装置(Damper)で、錘(Mass)が揺れる反力によって、設置建物自体の揺れを打ち消すものです。

5 おわりに

本稿では、紙上セミナー「振動について」の第4回として、振動に係る苦情の対策、対応、対処の考え方を中心に幾つかの事例をまじえて紹介しました。振動規制法の対象である工場・事業場、建設作業、道路交通だけでなく、鉄道振動も含めた具体的な対策等や、建物自体の性能、道路整備、低振動機械など関連する情報に関しては、巻末の文献を参照してください。国土交通省、環境省や公害等調整委員会のホームページからも関連する情報(pdf)をダウンロードすることができます。

建設作業に伴う振動苦情が多いこともあり、国土交通省 HP には「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」が示されています。内容は公表から30年以上経過しており、新しい知見の反映が十分ではない面もあるとは思われますが、建設作業に伴う騒音振動対策の基本的考え方が整理されています。

また、環境省 HP では、「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」や「よくわかる建設作業振動防止の手引き」が公表されており、図表やイラストを用いて建設作業振動の発生要因や防止方法が分かりやすく解説されています。

振動苦情は感覚的・心理的な被害によるものが多く、規制基準を満足している場合や、規制対象ではない場合、どこまで振動を低減すればよいかは悩ましい問題です。苦情を訴えている当事者全

員が振動を感じない状態にできればよいのですが、技術、時間、費用の面で必ずしも達成できないことも多くあります。また被害対象が人ではなく、家畜や競走馬、養殖魚であったこともあります。いずれにしろ、被害を訴えてくるのは人であり、最後に対応、対処の結果を判断するのも人です。

振動問題に携わる際は、以下の点に留意する必要があります。

- ・ 振動の測定結果など具体的な数値を伴うものは、定義を明確にしてください。
- ・ 同じ数値でも人によってとらえ方が違う事もある点を心にとめておいてください。
- ・ 振動発生源側の事業場や企業は、大手になるほど CSR(企業の社会的責任)面から、規制法を準拠すれさえすれば良しとすることは少なくなっています。
- ・ 戸建て住宅の解体工事などでは、一日二日で終わってしまい、現場の作業員は日本語が通じないことも多々あります。状況把握には、スピーディーな現場対応も必要です。
- ・ 苦情の申立者側、振動源側が双方向の話し合いができるよう進行役(ファシリテーター)ができる準備をお願いします。

最後になりますが、地方公共団体の公害担当部局において新たに振動問題を担当される職員の方は、地域住民の生活環境保全の一翼を担われています。難しい対応を求められることもあるかもしれませんが、職場の諸先輩方やこの分野の先達の成果を参照して職務を遂行されることを希望します。

参考文献

- ・国土交通省：建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和51年建設省経機発第54号）
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000005.html
<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/H20sankou/15sankou.pdf>
- ・環境省環境管理局大気生活環境室：よくわかる建設作業振動防止の手引き～振動低減へのアプローチ～
https://www.env.go.jp/air/sindo/const_guide/index.html
- ・環境省水・大気環境局大気生活環境室：地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き
https://www.env.go.jp/air/sindo/const_guide/lg.html
- ・「振動に関わる苦情への対応」：編集 公害等調整委員会事務局、
https://www.soumu.go.jp/main_content/000352508.pdf
- ・（一社）産業環境管理協会：新・公害防止の技術と法規 2023、騒音・振動編
- ・早川 清他：地盤環境振動の対策技術（森北出版、2016）
- ・日本音響学会編：音響学講座4 騒音・振動（コロナ社、2020）
- ・日本道路協会：道路環境整備マニュアル（日本道路協会、1989）
- ・日本建築学会：建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説（日本建築学会、2004）
- ・国土交通省：低振動型建設機械指定状況
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html
- ・住理工商事株式会社：交通振動対策用制振装置
<https://www.corp.sumiriko.co.jp/enterprise/housing-environment/tmd/>

出典

- ・図表作成、写真撮影ともに執筆者

【公害等調整委員会からのお知らせ】

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、地方公共団体の公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援の一環として、誌上セミナー「振動について」を掲載してきました。

誌上セミナー「振動について」は、今回で終了となりますが、これまでの記事及び令和2年度「騒音・低周波音について」、令和3年度「悪臭について」の記事については、公調委ホームページ「地方公共団体の皆様へ」に掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



誌上セミナーが、地方公共団体の公害紛争・苦情処理部局で新たに担当となられた職員を始め関係者の皆様にご活用いただき、執務の一助となれば幸いです。

令和3年度公害苦情調査結果報告

公害等調整委員会事務局

はじめに

各都道府県及び市町村（特別区を含む。）には、住民からの公害に関する苦情を処理するため、「公害苦情相談窓口」¹が設置されています。

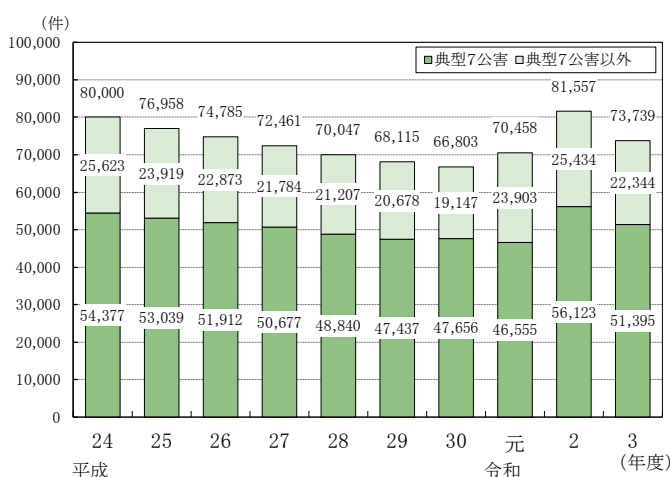
公害等調整委員会事務局では、全国の「公害苦情相談窓口」における令和3年度の公害苦情の件数や処理状況について、令和4年12月に取りまとめ、公表しましたので、その概要を報告します。

1 全国の公害苦情新規受付件数

令和3年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）は73,739件で、前年度に比べ7,818件の減少（対前年度比▲9.6%）となりました。

公害苦情受付件数のうち「典型7公害」は51,395件（公害苦情受付件数の69.7%）で、前年度に比べ4,728件の減少（対前年度比▲8.4%）、「典型7公害以外」は22,344件（公害苦情受付件数の30.3%）で、前年度に比べ3,090件の減少（対前年度比▲12.1%）となりました（図1）。

図1 全国の公害苦情受付件数の推移

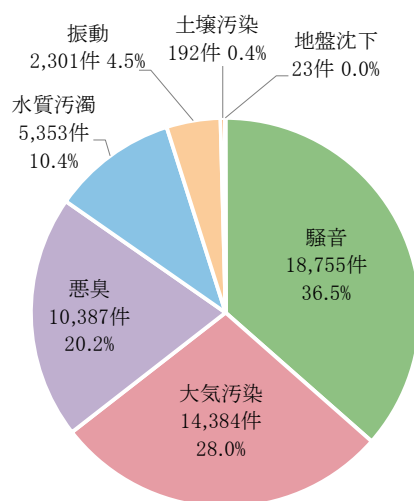


2 公害の種類別公害苦情受付件数

(1) 典型7公害の種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数（51,395件）を典型7公害の種類別にみると、「騒音」が18,755件（36.5%）と最も多く、次いで「大気汚染」が14,384件（28.0%）、「悪臭」が10,387件（20.2%）、「水質汚濁」が5,353件（10.4%）、「振動」が2,301件（4.5%）、「土壌汚染」が192件（0.4%）、「地盤沈下」が23件（0.0%）となっており、上位3つの公害の合計で全体の84.7%を占めています。（図2）。

図2 典型7公害の種類別公害苦情受付件数



¹ お近くの市町村等の公害苦情相談窓口は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

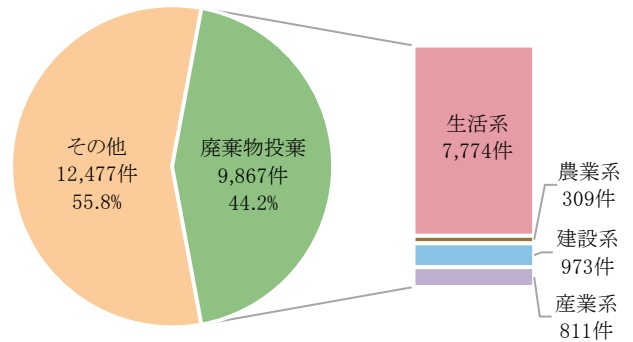
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

(2) 典型7公害以外の種類別 公害苦情受付件数

典型7公害以外の公害苦情受付件数（22,344件）のうち「廃棄物投棄」は9,867件となりました。

「廃棄物投棄」の内訳をみると、「生活系」の投棄が7,774件（廃棄物投棄の78.8%）と最も多くなっています（図3）。

図3 典型7公害以外の種類別 公害苦情受付件数



3 主な発生原因別の公害苦情受付件数

公害苦情受付件数（73,739件）を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が12,877件（17.5%）と最も多く、次いで「工事・建設作業」が11,908件（16.1%）、「廃棄物投棄」が8,632件（11.7%）、「自然系」が7,974件（10.8%）となりました（図4）。

また、公害苦情の主な発生原因について、その発生源をみると、「焼却（野焼き）」では「個人」が9,083件（70.5%）、「工事・建設作業」では「建設業」が10,063件（84.5%）と、それぞれ最も多くなっています（図5）。

図4 主な発生原因別公害苦情受付件数

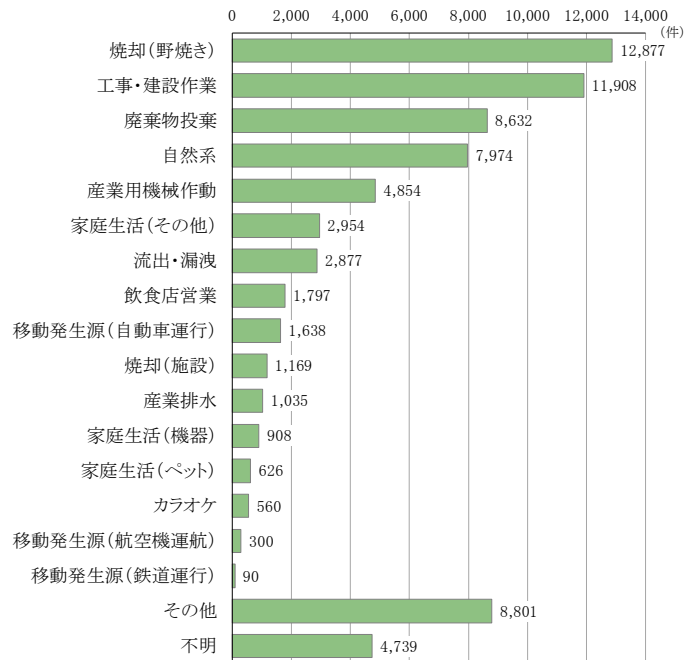
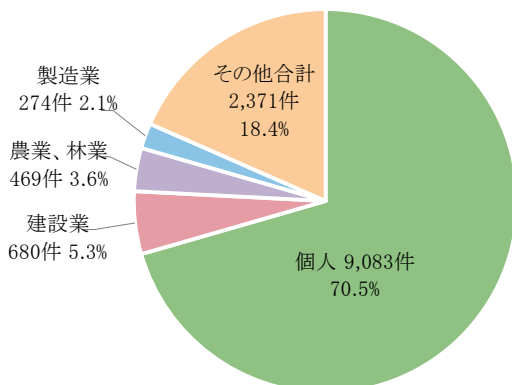
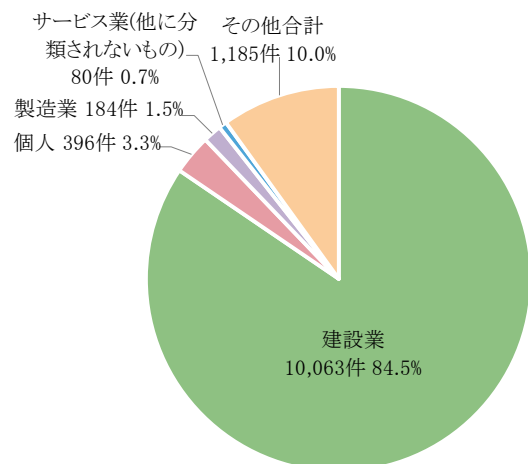


図5 「焼却（野焼き）」 「工事・建設産業」の主な発生源別公害苦情受付件数

【焼却（野焼き）】



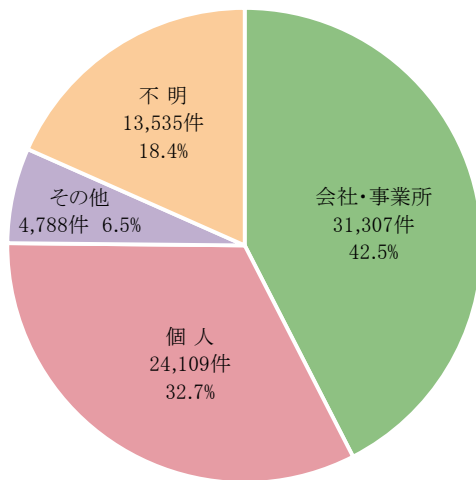
【工事・建設作業】



4 発生源別公害苦情受付件数

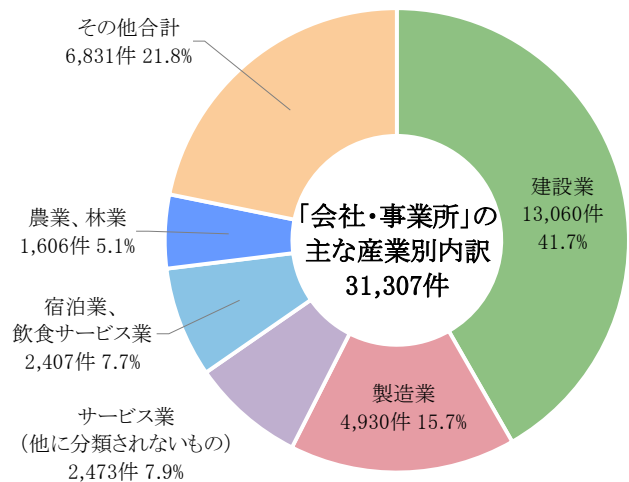
公害苦情受付件数（73,739件）を発生源別にみると、「会社・事業所」が31,307件（42.5%）と最も多く、次いで「個人」が24,109件（32.7%）となりました（図6）。

図6 発生源別公害苦情受付件数



「会社・事業所」の内訳を主な産業別にみると、「建設業」が13,060件（41.7%）と最も多く、次いで「製造業」が4,930件（15.7%）となっています（図7）。

図7 「会社・事業所」の主な産業別公害苦情受付件数



5 全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

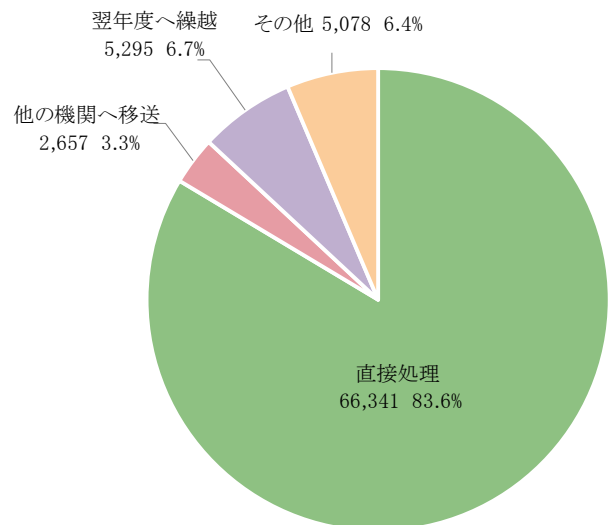
(1) 公害苦情取扱件数

令和3年度の公害苦情の取扱件数は79,371件で、前年度に比べ7,055件の減少（対前年度比▲8.2%）となりました。

(2) 処理件数

令和3年度内に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で、直接処理²が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は66,341件（83.6%）、他の機関へ移送した件数は2,657件（3.3%）、翌年度への繰越件数は5,295件（6.7%）となりました（図8）。

図8 公害苦情の処理件数

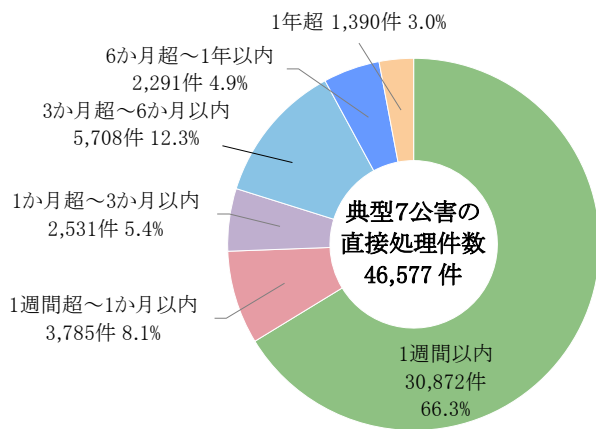


² 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいいます。

6 苦情申立てから処理までの期間別典型7公害の直接処理件数

典型7公害の直接処理件数(46,577件)を苦情申立てから処理までの期間別にみると、「1週間以内」が30,872件(66.3%)、「1週間超～1か月以内」が3,785件(8.1%)、「1か月超～3か月以内」が2,531件(5.4%)、「3か月超～6か月以内」が5,708件(12.3%)、「6か月超～1年以内」が2,291件(4.9%)、「1年超」が1,390件(3.0%)となりまして(図9)。

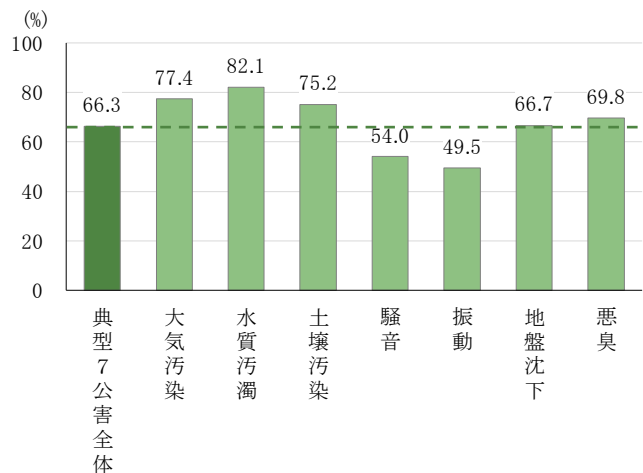
図9 苦情申立てから処理までの期間別
典型7公害の直接処理件数



件(3.0%)となりまして(図9)。

「1週間以内」の内訳を典型7公害の種類別にみると、「騒音」及び「振動」において1週間以内に直接処理した割合が他の公害と比べ低くなっており、処理までの期間に長い日数を要する傾向があります(図10)。

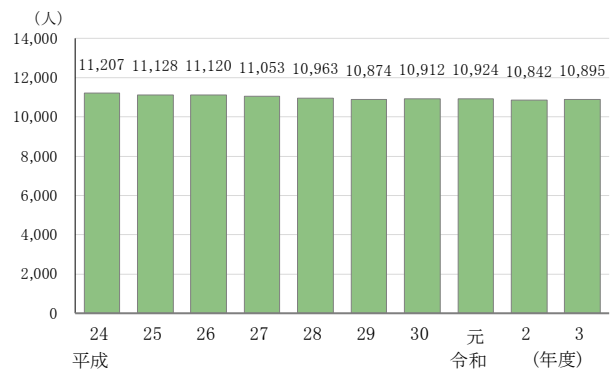
図10 典型7公害の種類別
1週間以内に処理された割合



7 公害苦情処理担当の職員数

令和3年度末(令和4年3月31日)現在、47都道府県及び1,741市町村(特別区を含む。)の計1,788自治体で公害苦情の処理を担当している職員数は10,895人となっています(図11)。

図11 公害苦情処理担当の職員数の推移



おわりに

令和3年度公害苦情調査結果の詳細は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r3_index.html



<本調査の問い合わせ先>

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係

TEL : 03-3581-9956

がんばってまーす

公害解決を通して「散居村」を守る



富山県砺波市市民生活課主事

さわべ だいすけ
沢辺 大輔

砺波市は、富山県西部砺波平野の中央に位置する人口約47,000人のまちです。チューリップ球根の生産が盛んで、出荷量は日本一を誇っています。春の大型連休中に開催される「となみチューリップフェア」は市の一大イベントで、県内外からの観光客で大きく盛り上がりま

す。砺波平野には家と家が50～100m離れて点在している散村が広がっており、この景観が市の見どころの一つです。およそ220km²の広さに約7,000戸を超える規模であり、国内最大級といわれています。この成り立ちは、それぞれの農家が自分の周りの土地を開拓して米作りを行ってきたことに由来します。自分の家の周りに農地があることで、田植え後の朝夕の水の管理、施肥などの管理、刈り取ったあとの稲の運搬など、日常の農作業が効率よく行うことができました。



富山県指定有形文化財「入道家住宅」
にゅうどうけじゅうたく

また、その家の周りにある屋敷林は「カイニョ」と呼ばれ、冬の冷たい季節風や吹雪、夏の日差しなどから家や人々の暮らしを守ってきました。落ち葉や枝木などは毎日の炊事や風呂焚きの大切な燃料として使用され、樹木は家を新築する際の建材や様々な生活道具の用材として

も利用されました。このような自然と共生する生活はSDGsの観点からみて重要ですが、電気やガスの普及で落ち葉を燃料として利用することもなくなり、落ち葉や枝の処分に困るという声が聞かれるようになりました。

そのため、本市では野焼きが大きな課題となっています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されているわけですが、屋敷林を持つ市民が剪定枝や落ち葉を処分するために野焼きをしてしまうケースがたびたび見受けられます。周囲に住む市民からは、「煙で窓を開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」という声があがる一方、原因者からは「軽微な焼却だから大丈夫なのではないか」「農業を営むうえで必要最小限の焼却だ」として問題ないといった主張がなされることもあります。

こういったケースで原因者に指導を行う際、まずはっきり野焼きは原則禁止されていることを伝え、周囲の方に迷惑がかかること、火事等の危険があることをきちんと理解していただくように意識しています。また、野焼きにより罰則を受ける可能性があることも伝え、原因者にとって不利益にならないために指導している点も伝えると理解を示してくださることが多いです。

さらに、近年は市全体で屋敷林の保全に取り組んでおり、野焼きの根本原因を解決する取り組みをしていることを説明し、原因者とともに解決方法を考える機会となるよう心がけています。進めている取り組みは大きく3つあり、そ

の1つ目は「落葉等専用ごみ袋」です。庭の落ち葉や小枝等を燃えるごみとして排出しやすくするための専用ごみ袋で、利用者の負担軽減のため、燃えるごみ専用袋より安価に販売しています。そして、収集したものは、将来木質バイオマスエネルギーとして活用することを目指し、検討しています。2つ目は、「軽四トラックやパッカー車による剪定枝戸別回収の実施」です。主に、自ら剪定枝を運搬処理できない世帯の支援として実施しています。3つ目は、「剪定枝リサイクル大作戦」です。市民が無料で剪定枝を持ち込むことができるイベントで、持ち込まれた枝はバーク堆肥にリサイクルしています。令和4年11月に実施した際には、2日間で延べ2,000台の車両が訪れ、204tの枝が集まりました。



剪定枝リサイクル大作戦

また、大気汚染の面で、近年トラブルが見られるようになった身近なものに「薪ストーブ」があります。薪ストーブのような木質バイオマスストーブは、家全体を暖めることができる、持続可能な社会に貢献できるといったメリットがある一方で、不適切な利用によって大気汚染や近所とのトラブルにつながる事例があります。気温が低下し暖房が必要となる12月ごろ、住宅街の市民から薪ストーブについての相談を受けました。近所の人に薪ストーブがあり、においが気になるので、適切に使用しているかを確認してほしいとのことでした。現場に向かい所有

者に話を伺ったところ、乾燥していない薪を燃やすことがあったということが分かりました。

「今年初めてストーブを導入した。薪の管理については理解が足りず、申し訳ない」との言葉をいただき、相談者に伝えたところ理解を得ることができました。今回はひとまず解決することができましたが、今後も同様のトラブルが起こる可能性はあるため、引き続き注意を促していく必要があると思います。木質バイオマスストーブに関しては、法的な規制や基準があまり整備されていないため、相談者と原因者の両者から丁寧に話を聞いたうえで、一緒に物事を解決していこうとする姿勢が特に重要だと思います。規制や基準といった明確なゴールが見えにくい以上、両者にとっての落としどころをどこに設定するのか、試行錯誤を繰り返していくしかないと考えています。

大気汚染に限らず、困りごとを抱えた市民が毎日当課にいらっしゃいます。その困りごとは多様で解決するのは難しく見えることが多々ありますが、何らかの方法があるはずだと信じて業務に取り組んでいます。上司、同僚、県公害担当の職員の方など、様々な方からアドバイスをいただき、なんとか日々の業務に取り組んでいます。今後も、公害苦情を解決するために市民の困りごとに向き合う姿勢、公害苦情の根本原因を取り除くために自治体として必要な取り組みを行う姿勢、この両面で自分にできることから取り組んでいきたいと思っています。ともにがんばりましょう。



よたか
となみ夜高まつり

富山県指定無形民俗文化財
「出町子供歌舞伎曳山」
でまちこどもかぶきひきやま

がんばってまーす

お呼びとあらば、すぐ参ります



山口県岩国市環境部環境保全課主任

いしかわ しんいち
石川 真一

岩国市^{いわくにし}は人口約12万人。本州の西端、山口県は東の窓口で、古くから陸海空の交通の要衝です。面積は県全体の約14%。中国山地^{じやくちさん}などの山々を背景に、県内最長の錦川^{にしきがわ}が清涼な水を分け与えてくれます。温暖な気候に恵まれ、穏やかな瀬戸内海沿岸の立地を活かし、戦後日本初の石油化学コンビナートが建設されました。

江戸時代から継承された五連の錦帯橋^{きんたいきょう}を有し、安芸の宮島と併せて旅行客で賑わう街です。

最近^{さいきん}は新たに、地酒に合うおつまみシリーズ「つまんでちょんまげ」を展開しているところ。俳優岡本信人さんのCMは既にご覧いただけましたか。



岩国五蔵の地酒と

お土産統一ブランド「つまんでちょんまげ」

また、岩国飛行場では、平成29年頃、神奈川県^{しずおか}の厚木基地から空母艦載機が移駐して来ました。米軍軍属と家族合わせて1万人をこえ、その分、街が賑わうようになりました。

公害苦情は環境保全課環境対策班5人が扱い、年間約70件になります。ただし、米軍基地によ

る航空機騒音は別部署(基地政策課)管轄にて、こちらの苦情も寄せられています。

他自治体の例に漏れず、野焼きの苦情が多くを占めますが、ここでは少し毛色の違う事例を紹介します。

都会に出ていた行為者が数十年ぶりに実家へ戻って来ました。親は既に亡くなっていて、実家の不用品を処分しようとしています。ここで、処分方法として安易な焼却を行い、特に古い農機具倉庫にあった粒状の農薬を袋ごと燃やしてしまいます。人家まばらな山間部ですので、多少の野焼きはお互い様です。しかし、農薬を焼いては、有毒ガスの発生まで疑われ、さすがに身体に悪そう。隣家から警察・消防・市役所へ通報あり、現場訪問しました。

ところが、行為者は火を付けたまま外出したらしく不在。火は消防により消されます。知り合いを通じて行為者に連絡をとり、至急の帰宅を促しますが、なかなか戻って来ません。ようやく行為者の帰宅となり、野焼き禁止を伝えます。しかし、焼き場までゴミを持ってゆくのは大変であるから、ここで燃やす事で手間が省けると考えた、などと開き直り。海外ではこんな事は無かった、日本は遅れているなど、持論を展開されます。紆余曲折の末、警察の指導の下、二度としませんとの始末書を出してもらいました。

大きな川(錦川)沿岸では畑が広く耕作されていることから、日常的に野焼きが見られ、住宅地そばである事から苦情が絶えません。



錦帯橋（春）

相談者から野焼きの苦情がありました。畑の雑草は野焼きの例外であることを説明し、現地確認することを伝えます。現地調査。近くまで来ると、河川敷から大量の煙が上がっています。よく見ると、付近のビニールハウスが燃えるなど野焼きが燃え広がっていたため、消防へ通報。消火後、行為者から話を伺います。焼却行為を行っていた土地や周辺への不法投棄がひどく、片付けの作業を実施する中で、伐採した木や建材などを焼却していたと言います。ごみの焼却は原則禁止であること、農作業に伴う草木の焼却は禁止の例外であることを説明し、行為者は了承されました。

倉庫状の大きな建物に量販店がありました。その後、撤退し、建物内部を2つ並びに分割した物件です。呼び分けるためA店B店とします。物件の近隣住民からB店の裏手から24時間ずっとひげをそっているような音がしている、うるさくて夜も寝られないとの相談がありました。現地訪問。相談者の家の前にて問題の音を確認します。しかし、道路構造の都合により、直接近づくことができません。水路を挟んだ向かい側にA店があり、B店との間の二階あたりから聞こえている様子。A店B店それぞれ店舗表側に回り、店員に断って裏手を調査します。はしごを登り、電気設備を見て、店舗の間を飛び渡り。屋外に「火災受信機」の表記がある操作盤あり、ここから警報音が発生しています。もちろん、火災は発生していな

いので、機器の故障のようです。傍らにはガラんとした空き部屋が見えます。元々量販店時代はここが事務所であったところ、分割の結果、事務所は使われなくなり、人のいない場所に装置が残され、警報がむなしく響いているもの。消防へも情報提供の上、店員に対し警報解除など対応を依頼しました。

岩国市は下水道普及率が低く、郊外はほぼ浄化槽にて家庭排水が処理されています。また、合併処理浄化槽も行き渡っていない状況です。

相談者から水路にし尿が流れているとの申し立てあり。道路埋設管から水路に汚い水が流れ込むのですが、相談者は近所の浄化槽汚泥が犯人と断じて指導を求めるもの。相談者が所有する田畑に水を引くのに、困っている様子。現地調査。水路の汚物はし尿と言うよりもへドロ状であり、臭いもほとんどしません。道路埋設管の流入元は不明ながら、近隣住宅を訪問し、浄化槽を確認します。しかし、特に問題は見られません。その後、同じ相談者から何度も苦情が寄せられ、指摘のあった浄化槽に清掃が入りますが状況に変化なし。相談者に対し、流入元は住宅・浄化槽ではなく、上流の水路であり、土地由来の汚物の可能性を説明します。この辺りは山が近く、山林から来る落ち葉などが水路にたまり、それが腐ったものの可能性があるのです。道路埋設管の排水口に金網を張る事で対応することとなりました。

私が配属されて数年になります。基本的な苦情対応はこなせるようになりましたが、少し込み入った話になると、恥ずかしながら同僚・上司頼りです。まだまだ勉強が足りないと痛感する日々。と同時に、職場組織や関係部署など総合力で対応してゆくことが早急な問題解決につながることも多いと考えています。

市民の「困った」を解決して笑顔へ変えてゆくために、これからも努力していきます。

公害等調整委員会の動き

(令和4年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月6日	令和元年(ゲ)第2号城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都
11月2日	令和4年(セ)第3号自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
11月8日	令和3年(ゲ)第9号川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都
12月19日	令和3年(ゲ)第16号大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第7号・令和4年(ゲ)第8号)

令和4年9月29日受付

本件の責任裁定申請は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出・拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請は、申請人宅に設置されているサッシに腐食

が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第8号)

令和4年10月18日受付

本件は、申請人が日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感・イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているのは、被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金588万7364円の支払を求めるものです。

公害等調整委員会の動き

○ 横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

(令和4年(調)第6号)

令和4年10月28日受付

横浜市の住民1人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があり、これを令和4年10月28日に受け付けました。

申請の内容は以下のとおりです。

(1) 被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。

(2) 被申請人は、申請人に対し、令和5年1月1日から前項の対策の実施済みまで、1日あたり金1万円を支払うこと。

○ 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第10号事件)

令和4年11月4日受付

本件は、申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、及び、申請人Aの体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音・低周波音・振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第11号事件)

令和4年11月15日受付

本件は、申請人に生じた睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛などの健康被害は、被申請人が被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第9号)

令和4年11月24日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音(園庭で遊ぶ園児の叫び声(金切り声))を恒常的に発生させたことにより、申請人Aは資格取得のための勉強ができないだけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Bも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計310万円を支払え、との裁定を求めるものです。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第12号事件)

令和4年12月9日受付

本件は、申請人に生じた精神的健康被害(床につく恐怖等)、睡眠負債等の健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第1号・令和4年(調)第5号事件)

① 事件の概要

令和3年1月6日、福岡県福岡市の住民2人から、近隣の菓子製造会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害は、被申請人が経営する菓子製造工場及び倉庫の空調室外機等からの騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する工場等からの騒音と申請人らに生じた不眠症等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年10月27日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項により職権で調停に付し(令和4年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第9号)

① 事件の概要

令和4年10月18日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。平成27年10月28日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害の中で令和4年3月頃から南の工場群のマスクング音がない時と低周波は被申請人が操業する工場から発生させた騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

申請の内容は以下のとおりです。平成27年10月28日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害の中で令和4年3月頃から南の工場群のマスクング音がない時と低周波は被申請人が操業する工場から発生させた騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和4年11月8日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件

(令和元年(ゲ)第1号事件)

① 事件の概要

令和元年6月3日、埼玉県桶川市の住民1人から、金属精錬会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人所有の桶川市指定天然記念物である椎檜等の枯れ、田の生育不良等の財産被害は、被申請人が操業する工場から亜硫酸ガス(硫黄化合物)、亜鉛他を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

その後、令和3年2月1日及び同年9月27日、申請人により裁定を求める事項が変更されました(天然記念物である椎檜への被害を申請対象から外し、申請人旧宅内のシラカシ、ユズ等への被害を対象とする、及び生育の悪い付近の田の被害について裁定を求める時期を「5月

1日～10月末日」から「令和2年10月末日まで」とする。)

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、埼玉県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から発生・拡散した亜硫酸ガス等と申請人が主張する植物の枯れ等の財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和4年11月21日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

○ 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(令和元年(ゲ)第2号事件)

① 事件の概要

令和元年9月9日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、水戸地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。茨城県住民3人(原告)の所有する建物の柱、壁、基礎等に損傷が生じたのは、建築業者及び建設会社(被告)が行った土地造成工事及び擁壁工事によるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現

地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和4年11月22日、被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する建物の損傷被害との間に因果関係を認めるとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成31年(セ)第1号事件)

① 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1人から、宿泊施設経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、隣接する宿泊施設に設置された室外機等からの低周波音及び同宿泊施設の催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被申請人の経営する宿泊施設から発生する騒音及び低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和4年12月5日、本件申請を棄却するとともに裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第8号事件、令和4年(調)第7号事件)

① 事件の概要

令和3年9月14日、東京都西東京市の住民1人から、医療法人（歯科医院）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が経営する小売店の上階にある歯科医院から発生していると思われる低周波音及び歯科医院の床を通して振動する騒音により、申請人に不眠、吐き気、耳鳴り等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金70万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の歯科医院の床からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、審理を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年12月6日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（令和4年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

① 事件の概要

令和元年12月17日、東京都江東区の住民1人から、マンションの隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が居住しているマンションの隣人である被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等により、申請人は、静穏な環境が害され、睡眠が妨げられているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金336万1566円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置した音響機器からの騒音・振動等と申請人に生じた生活環境等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年12月15日、公害紛争処理法第42条の24第1項により職権で調停に付し（令和4年（調）第8号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年12月20日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件

（令和元年（セ）第6号、令和4年（調）第8号事件）

都道府県公害審査会の動き (令和4年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事件名	受付年月日
神奈川県 令和4年(調)第4号事件	近隣工場からの騒音等防止請求事件	R4.10.7
大阪府 令和4年(調)第8号事件	エアコン室外機騒音被害防止請求事件	R4.11.8

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮城県 令和3年(調) 第1号事件 [倉庫からの騒音被害防止等請求事件]	宮城県 住民1人	小売業会社	令和3年2月19日受付 被申請人は、本件倉庫から発生している低周波音その他の騒音、ユニットクーラーのモーターその他の振動を可能な限り低減するために必要な万全の措置を講じること。	令和4年10月5日 調停成立 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
埼玉県 令和4年(調) 第1号事件 [建築工事による騒音被害防止等請求事件]	埼玉県 住民1人	建設会社	令和4年8月3日受付 (1)被申請人は、建築工事の騒音及び振動について、軽減する具体的措置をとらなければならない。 (2)被申請人は、土日祝の建築工事について、原則的に中止・時短などの措置をとらなければならない。 (3)被申請人は、土日祝の建築工事について、事前に相談や明瞭明快な説明・通知などせねばならない。 (4)被申請人は、工事の方針を一方的に変えたり、指摘に対して横柄、感情的な対応をし	令和4年11月29日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			てはならない。 (5)被申請人は、常に周辺への配慮を欠かさず、自発的に誠意ある改善対策を継続しなければならない。	
静岡県 令和3年(調) 第1号事件 [洗車場からの騒音被害防止請求事件]	静岡県 住民1人	石油製品販売会社	令和3年4月1日受付 (1)被申請人は、大型掃除機の撤去・移動若しくは防音対策(敷地境界線で50dB以下)を実施すること。 (2)被申請人は、申請人宅との敷地境界線に高さ2m程度の防音壁を設置すること。 (3)被申請人は、洗車機の防音対策(敷地境界線で50dB以下)を実施すること。 (4)被申請人は、大型掃除機について22時から翌7時までの稼働を停止させること。 (5)被申請人は、実施した防音対策が十分でない場合、申請人宅に二重サッシを設置すること。 (6)被申請人は、洗車場利用者に対し、ドア開閉音の低減等近隣への配慮を促す表示を実施すること。 (7)被申請人は、洗車場照明設備に庇等を設置し、防眩対策を実施すること。	令和4年10月11日 調停打ち切り 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和4年(調) 第1号事件 [鉄塔建替工事による振動被害防止請求事件]	愛知県 住民1人	送配電事業会社	令和4年7月28日受付 被申請人会社は、申請人の建物等に生じた被害損害工事金額、諸費用、慰謝料及び今後の追加被害金額等、計4,056,800円を支払うこと。	令和4年12月7日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和4年(調) 第3号事件 [解体工事等振動被害防止請求事件]	奈良県 住民1人	大阪府 上下水道事業管理者	令和4年6月6日受付 (1)申請人が所有する賃貸共同住宅を対象に被申請人が行った特定建設作業に関する振動について再調査するように求める。 (2)同賃貸共同住宅の中央広場に生じたコンクリートのクラ	令和4年12月28日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ック及びコンクリート擁壁の傾斜などの損傷につき、その補修工事をするよう求める。 (3)同賃貸共同住宅の中央広場に生じたコンクリートのクラック及びブロック塀の傾斜などの損傷につき、その補修に係る費用金2,442万円の支払いを求める。	
和歌山県 令和4年(調) 第1号事件 [クリーニング工場からの悪臭被害防止請求事件]	和歌山県 住民1人	和歌山県 住民1人 クリーニング会社A 元クリーニング会社B	令和4年1月13日受付 (1)被申請人らは、テトラクロロエチレンやその蒸気を工場外に排出させないように相当な設備を設置すること。 (2)被申請人らは、作業環境測定記録及びその評価記録並びに作業記録を全て開示すること。 (3)被申請人らは、申請人に対し、連帯して金500万円を支払うこと。	令和4年11月14日 調停成立 調停委員会は、4回の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は 終結した。
福岡県 令和2年(調) 第2号事件 [菓子工場からの騒音被害防止請求事件]	福岡県 住民2人	福岡県 菓子工場	令和2年3月16日受付 被申請人は、低温倉庫、事務所及び工場の騒音を健康被害のない範囲まで低減するために、以下のとおり対策を講じること。 (1)低温倉庫(第一倉庫):24時間稼働している内部送風機について、特に午後10時から翌朝6時まで、シャッター遮音、倉庫内吸音及び送風機消音により低周波対策を行うこと。また、空調室外機2台のうち南側室外機の騒音の大きさを、騒音規制法に定める特定工場等における規制基準値以内とすること。 (2)事務所及び工場:騒音規制法に定める特定工場等における規制基準値以内とすること。	令和4年12月19日 調停取下げ 申請人は都合により 調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
熊本県 令和3年(調) 第1号事件	熊本県 住民1人	熊本県 住民1人 農業協同組合	令和3年4月7日受付 (1)被申請人Aは、自身が管理	令和4年10月27日 調停打ち切り 調停委員会は、3回

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[農業用ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件]			<p>する農業用ビニールハウスのうち申請人宅側と近接する部分について、土地境界線から南東方向へ5メートル以上離すこと。</p> <p>(2)被申請人Aは、自身が管理する農業用ビニールハウス内で使用している暖房機について、現在の設置場所から10メートル以上南東方向へ移動させること。</p> <p>(3)被申請人B農業協同組合は、(2)の暖房機に起因する騒音の被害を継続及び拡大させないよう、被申請人Aに対し助言及び指導を行うこと。</p>	<p>の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

(注) 上記の表は、原則として令和4年10月1日から令和4年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第112号 令和5年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel：03-3581-9601（内線2315）
03-3503-8591（直通）
Fax：03-3581-9488
E-mail：kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

FAX. 03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL.

[https://www.soumu.go.jp/
kouchoi/](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/)



公式Twitter
@MIC_kouchoi

